

標津町次世代育成支援行動計画 (後期計画)

平成 22 年度～平成 26 年度



平成 22 年 3 月
標 津 町

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....1

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況.....3

1 少子化の進行	3
2 国の少子化対策	4
3 少子化の影響	6
4 少子化の要因	6
5 標津町の概況	8
(1) 標津町の人口動態	8
(2) 世帯の動向	11
(3) 婚姻の動向	13
(4) 女性の就業状況	16
(5) 子育て環境の状況	18
(6) 保健事業	29
6 アンケート調査からの課題	31
7 前期行動計画の進捗状況	32

第3章 基本理念・視点・目標.....33

1 基本理念	33
2 基本的な視点	34
3 基本目標	35
(1) 地域における子育て支援	35
(2) 母親や子どもの健康の確保及び増進	35
(3) 子どもの教育環境の整備	35
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	35
(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進	36
(6) 支援を必要とする児童への取組みの推進	36

4 重点的取組み.....	37
(1) 一時保育（一時預かり）事業の実施.....	37
(2) 幼保一元化に向けての検討	37
(3) 満 1 歳児の中途入園受け入れの実施.....	38
(4) 子育て支援ネットワークの充実.....	38

第4章 施策の展開.....39

1 施策の体系.....	39
2 主要施策	41
(1) 地域における子育て支援	41
(2) 母親や子どもの健康の確保及び増進.....	47
(3) 子どもの教育環境の整備	51
(4) 子育てを支援する生活環境の整備.....	55
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	58
(6) 支援を必要とする児童への取組みの推進.....	60

第5章 目標事業量.....65

第6章 計画推進のために67

1 計画推進に向けて	67
(1) 庁内における推進体制の充実	67
(2) 住民参加による計画の推進	67
(3) 計画を推進するにあたってのそれぞれの役割	67

資料編.....69

1 次世代育成支援に関するニーズ調査	69
2 国の少子化対策の経緯	81
3 標津町次世代育成支援行動計画策定検討委員会設置要綱	83
4 標津町次世代育成支援推進行動計画策定委員名簿	85

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を、迅速かつ重点的に推進するために平成17年4月に施行された10年間の時限立法です。

本町においても、この法律に基づく「標津町次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

少子化が進む今日、町民が安心して子どもを生み育て、明日の標津町を創る子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、町政の最重要課題の1つです。

そのため、平成22～26年度の5年間における本町の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、住民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「標津町次世代育成支援行動計画」（後期計画）（以下、本計画という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、国の行動計画策定指針を踏まえ策定するものであり、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの各分野における町の総合的な次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、学校、地域、企業など、子どもを取り巻くすべての住民が、それぞれの立場で取り組む指針となるものです。

また、本町の町政運営の総合的指針である「ふるさと新生プラン」と整合を図り、子育て支援に関する今後の取組みの方向を示すものとして策定します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
前期計画									
				見直し	後期計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、幅広い意見を反映させるため、関連団体代表や住民からなる「標津町次世代育成支援行動計画策定検討委員会」を設置し、協議しました。

また、本町の次世代育成支援に関するさまざまな基礎的データを収集するために、平成21年6月に「次世代育成支援に関するニーズ調査（就学前児童・小学生）」を行い、本計画策定の資料としました。

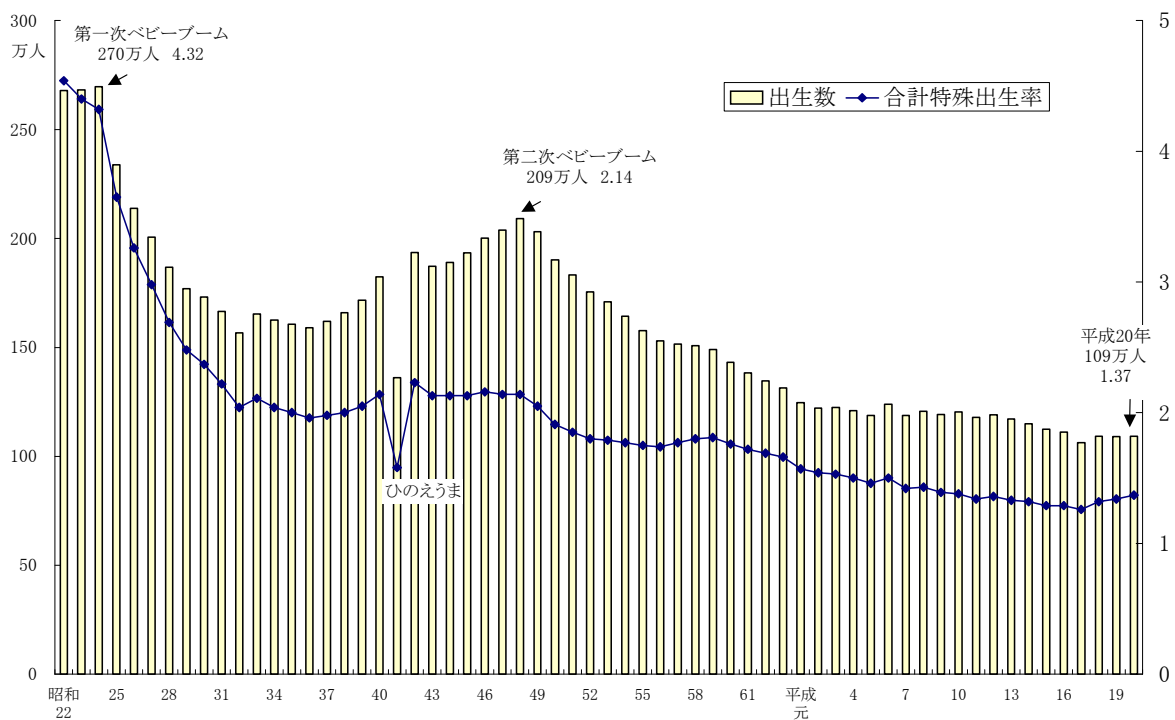
さらに、母子通園センターを利用されている方に、発達に心配を抱えている児童への支援などについてのニーズを把握するため、ミニアンケート調査を実施しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の進行

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降、減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08（人口置換水準）を大きく下回っています。

わが国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率とは

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当します。

人口置換水準とは

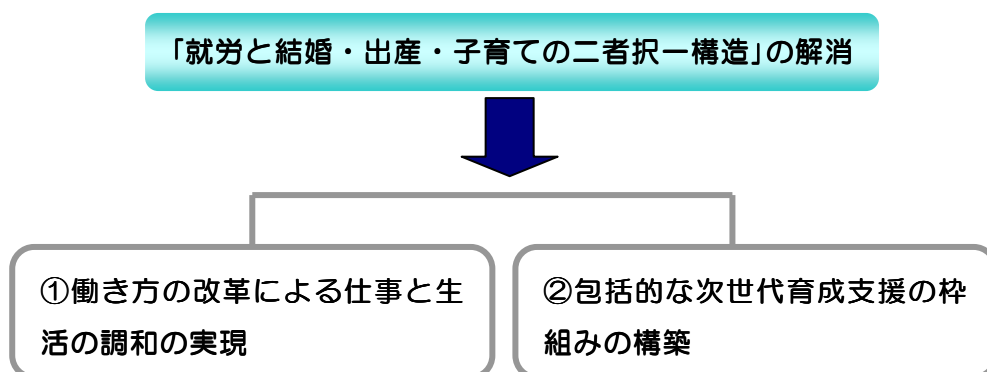
長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準のことです。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義しています。

2 国の少子化対策

「次世代育成支援対策推進法」により、地方公共団体及び一般事業主（労働者301人以上）などに「次世代育成支援行動計画」の策定による次世代育成支援のための環境整備が義務づけられてから、5年が経とうとしています。

この間、国では少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため新たな施策に取り組んでいます。

- 平成18年の「新しい少子化対策について」に続いて発表された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「就労か、出産・子育てか、という二者択一の社会構造の解消」のため、①働き方の改革による仕事と生活の調和の実現、②包括的な次世代育成支援の枠組みの構築（多様な働き方に対応した子育て支援サービスの再構築）を車の両輪として同時並行的に取り組んでいくことが、少子化対策の大きな柱として示されました。
- 次世代育成支援対策推進法の一部改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が拡大され、一定規模以上（101人以上）の事業主に策定が義務付けられました（平成23年4月施行）。
- 児童福祉法の改正により、平成22年度から研修を受けた保育者が自宅などで子どもを預かる「家庭的保育事業（保育ママ）」が国の制度としてスタートします。
- 育児・介護休業法の改正により父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月までの間に、1年間、育児休業を取得することが可能となりました（パパ・ママ育休プラス）。



■ 国の少子化対策の経緯

1990 (H 2)	●1.57 ショック〔平成元年の合計特殊出生率（1.57）が昭和 41 年丙午の 1.58 を下回る〕
1994 (H 6). 12	●エンゼルプラン＋緊急保育対策等 5 か年事業（H7～H11）
1999 (H11). 12	●少子化対策推進基本方針
1999 (H11). 12	●新エンゼルプラン（H12～H16）
2001 (H13). 7	●仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
2002 (H14). 9	●少子化対策プラスワン
2003 (H15). 7	●次世代育成支援対策推進法（H15.7.16 から段階施行）
2003 (H15). 7	●少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行）
2004 (H16). 6	●少子化社会対策大綱
2004 (H16). 12	●子ども・子育て応援プラン（H17～H21）
2005 (H17). 4	●地方公共団体、企業等における行動計画の策定・実施（H17～H21）
2006 (H18). 6	●新しい少子化対策について
2007 (H19). 12	●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 ●仕事と生活の調和推進のための行動指針
2007 (H19). 12	●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
2008 (H20). 2	●「新待機児童ゼロ作戦」について
2008 (H20). 7	●5 つの安心プラン
2008 (H20). 11	●社会保障国民会議最終報告
2008 (H20). 11	●児童福祉法の一部改正
2008 (H20). 11	●次世代育成支援対策推進法の一部改正
2008 (H20). 12	●新しい「青少年育成施策大綱」
2009 (H21). 6	●育児・介護休業法の改正
2009 (H21). 7	●子ども・若者育成支援推進法
2010 (H22). 1	●子ども・子育てビジョン

※ 国の少子化対策の経緯の詳細については、資料編を参照ください。

3 少子化の影響

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化、ライフスタイルの多様化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しました。このような環境の変化は、子どもが豊かな人間関係を築いていく機会や場を減少させ、兄弟姉妹や仲間同士のふれあいを通して培われる思いやりや自主性、社会性、創造性などの人格形成を阻害するおそれがあります。また、保護者についても、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大、子どもに関わる事故・犯罪への不安など、今日の社会は、安心して子どもを生み育てることが難しい状況となりつつあります。

さらに、年金などの社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、若年労働力の減少による生産性の低下や社会活動の停滞などの影響が予想され、社会経済全般にわたり、大きな影響を及ぼすことも予測されています。

4 少子化の要因

1) 希望と現実のかい離

出生率の低下は、一般的に非婚化・晩婚化に伴う未婚率の上昇と、既婚女性の子どもの産み方が変化したことによるといわれており、特に、最近の低下は、20歳代の女性の未婚率の上昇によるものと考えられています。

厚生労働省の社会保障審議会に設けられた「人口構造の変化に関する特別部会」では、国民の結婚や出産・子育てに関する希望と現実のかい離に着目し、このかい離を生み出している要因を整理しました。

結婚では、

- 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性

第1子の出産では、

- 子育てしながら就業できる見通し、仕事と生活の調和の確保の度合い

第2子以降では、

- 夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い

第3子以降では、

- 教育費の負担感

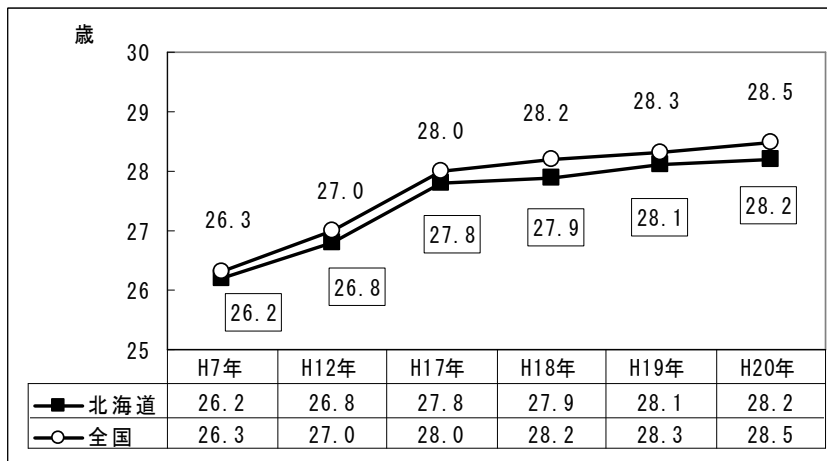
などが希望と現実のかい離の要因としてあげられています。

こうした状況を踏まえて少子化の原因や背景となる要因に対応し、子ども自身が健やかに成長し、両親が子育てに喜びを見出し、安心して子どもを生み育てることのできる社会を形成していくことが必要です。

2) 晩婚化・晩産化

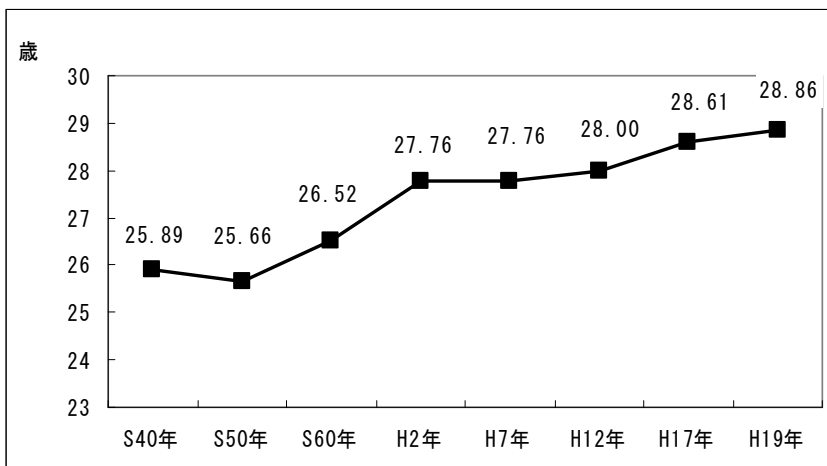
初婚年齢が遅くなるという晩婚化が進行すると、それに伴い、出生したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向があらわれます。高年齢になると、出産を控える傾向にあることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因となります。

■平均初婚年齢の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2009版）」

■第1子出生時の母の平均年齢（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2009版）」

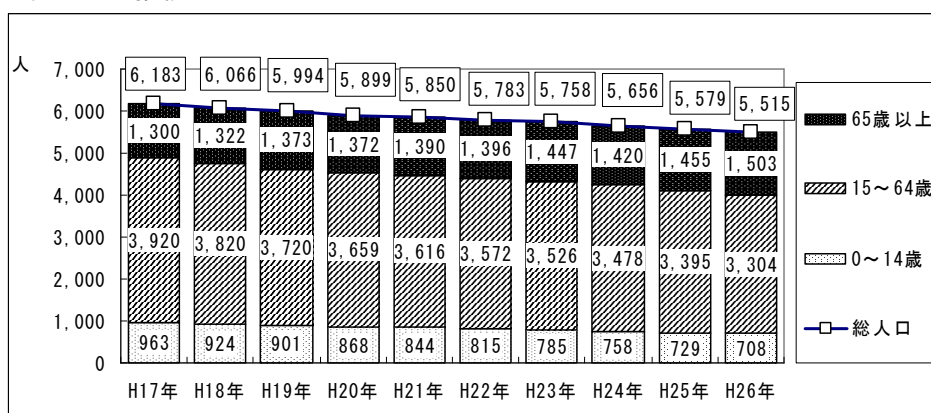
5 標津町の概況

(1) 標津町の人口動態

1) 総人口の推移

平成21年4月1日現在の本町の人口は5,850人で、コーホート変化率法で推計した結果、本計画の目標年である平成26年には、約300人減少すると予測されます。

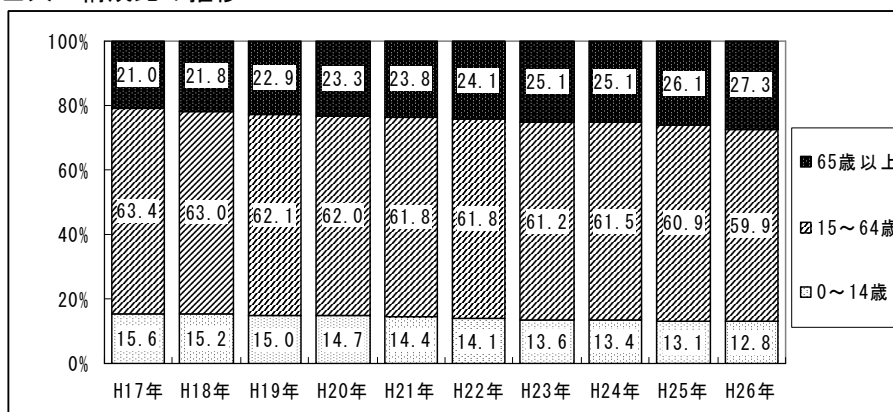
■総人口の推移



2) 年齢3区分別人口比率の推移

本町の年少人口（0～14歳）の割合は減少傾向にあり、平成21年現在では14.4%、平成26年には13%以下になることが予測されます。

■人口構成比の推移



コーホート変化率法とは

コーホートということばの起源は古代ローマの歩兵集団のことですが、人口推計においては、ある地域における、ある年齢階層、ある性の人々のグループといった意味で用いられます。コーホート法は、このグループのある時点（基準年）の人口が、一定期間後（基準年+ α 年）に変化した場合、この基準期間の人口変化の比率をひとつの値として算出し、これを将来の推計に用いる方法です。

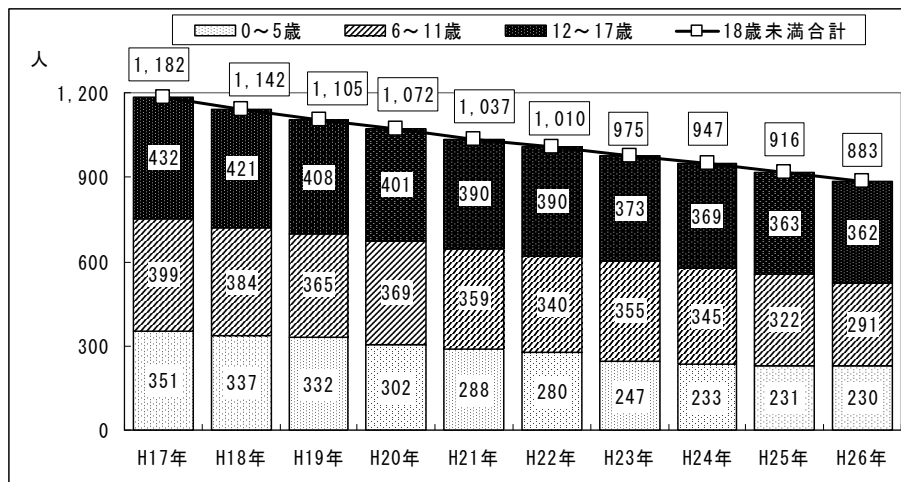
3) 児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は、平成21年4月1日現在、1,037人ですが、後期計画の最終年である平成26年には、約150人減少し883人と推計されます。

また、国の「新待機児童ゼロ作戦」の最終年である平成29年には、さらに70人以上減少し、約800人になると推計されます。

なお、「0～5歳」人口は、平成21年の288人から平成26年には約60人減少することが見込まれます。

■ 児童数の推移



■ 「0～5歳」児童人口の将来予測

(単位：人)

児童年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
平成22年	39	44	37	40	49	71	280
平成23年	39	39	43	38	37	51	247
平成24年	38	39	38	44	35	39	233
平成25年	38	38	38	39	41	37	231
平成26年	37	38	37	39	36	43	230
平成27年	37	37	37	38	36	38	223
平成28年	38	37	36	38	35	38	222
平成29年	38	38	36	37	35	37	221

■ 「6～11歳」児童人口の将来予測

(単位：人)

児童年齢	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
平成22年	46	51	66	61	61	55	340
平成23年	70	47	50	66	61	61	355
平成24年	50	72	46	50	66	61	345
平成25年	38	51	71	46	50	66	322
平成26年	36	39	50	70	46	50	291
平成27年	42	37	38	50	70	46	283
平成28年	37	43	36	38	50	70	274
平成29年	37	38	42	36	38	50	241

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

■「12～17歳」児童人口の将来予測

(単位：人)

児童年齢	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	12～17 歳合計
平成 22 年	65	64	66	65	62	68	390
平成 23 年	55	65	63	65	64	61	373
平成 24 年	61	55	64	62	64	63	369
平成 25 年	61	61	54	63	61	63	363
平成 26 年	66	61	60	53	62	60	362
平成 27 年	50	66	60	59	52	61	348
平成 28 年	46	50	65	59	58	51	329
平成 29 年	71	46	49	64	58	57	345

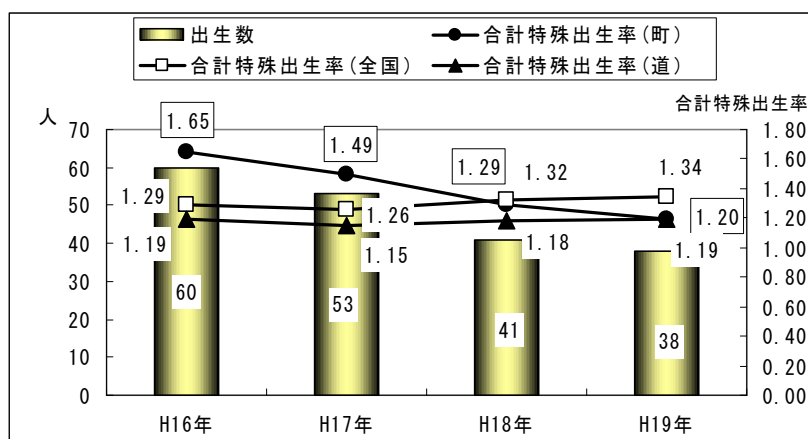
4) 出生数等の推移

本町の合計特殊出生率は、平成18年まで全国や北海道より高かったものの、平成19年では、全国値と同程度までに低くなっています。

■ 出生数等の推移

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
出 生 数	62	51	43	40
出生率（人口千対）	10.03	8.25	7.09	6.67
死 産	0	2	1	0
新 生 児 死 亡	0	0	0	0
周 産 期 死 亡	0	0	0	0
合 計 特 殊 出 生 率	1.69	1.69	1.73	1.36

■出生数と合計特殊出生率の推移



(2) 世帯の動向

1) 世帯数の推移

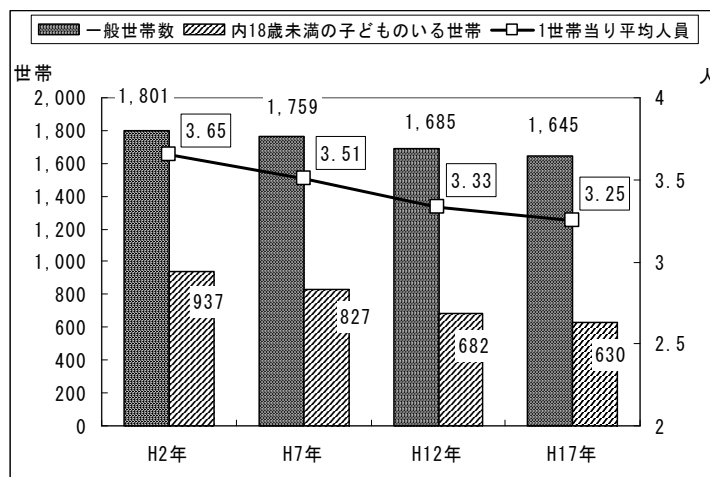
世帯数および1世帯あたり平均人員は減少傾向にあります。

■世帯の家族類型の推移

(単位:世帯)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
一般世帯数(親族世帯) (A)	1,801	1,759	1,685	1,645
6歳未満の子どもがいる世帯 (B)	371	342	298	259
B/A (%)	(20.6)	(19.4)	(17.7)	(15.7)
核家族世帯 (D)	249	227	210	197
D/B (%)	(67.1)	(66.4)	(70.5)	(76.1)
ひとり親世帯 (H)	6	9	7	11
H/B (%)	(1.6)	(2.6)	(2.3)	(4.2)
三世帯・その他家族世帯 (E)	122	115	88	62
E/B (%)	(32.9)	(33.6)	(29.5)	(23.9)
18歳未満の子どもがいる世帯 (C)	937	827	682	630
C/A (%)	(52.0)	(47.0)	(40.5)	(38.3)
核家族世帯 (F)	641	551	466	445
F/C (%)	(68.4)	(66.6)	(68.3)	(70.6)
ひとり親世帯 (I)	43	52	44	50
I/C (%)	(4.6)	(6.3)	(6.5)	(7.9)
三世帯・その他家族世帯 (G)	296	276	216	185
G/C (%)	(31.6)	(33.4)	(31.7)	(29.4)

■世帯数等の推移



資料：国勢調査

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

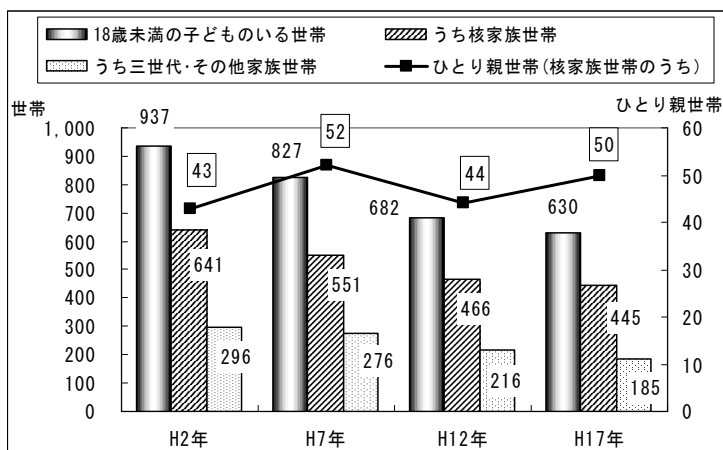
■国勢調査における世帯の種類の分類

世帯	一般世帯	A：親族世帯	I：核家族世帯
			II：その他の親族世帯
		B：非親族世帯	
	C：単独世帯		
	施設等の世帯		

2) 18歳未満の子どものいる世帯

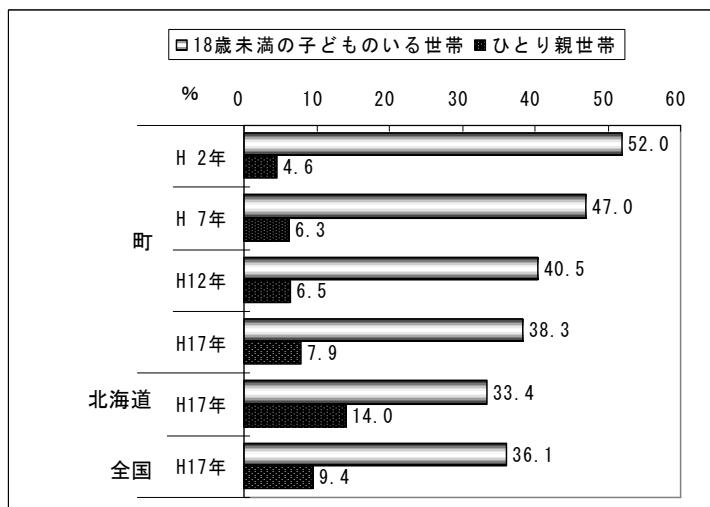
一般世帯（親族世帯）に占める18歳未満の子どものいる世帯は、その数、割合ともに減少しています。家族構成では、核家族世帯の割合が増加し、核家族世帯に占めるひとり親世帯の割合は、国や道と比較し低いものの、増加傾向にあります。

■18歳未満の子どものいる家庭類型の推移



資料：国勢調査

■18歳未満の子どものいる世帯等の割合の推移



資料：国勢調査

(3) 婚姻の動向

1) 婚姻件数と離婚件数

本町の婚姻件数は平成17年以降、減少傾向です。

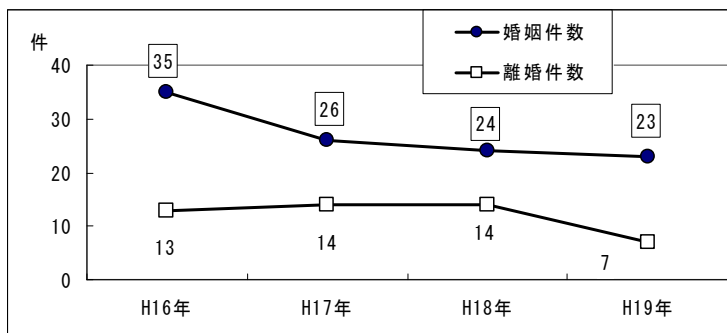
離婚件数は、平成19年、大きく減少しています。

■婚姻件数等

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
婚 姻 件 数	35	26	24	23
婚姻率（人口千対）	5.66	4.21	3.96	3.84
離 婚 件 数	13	14	14	7
離婚率（人口千対）	2.10	2.26	2.31	1.17

資料：保健所

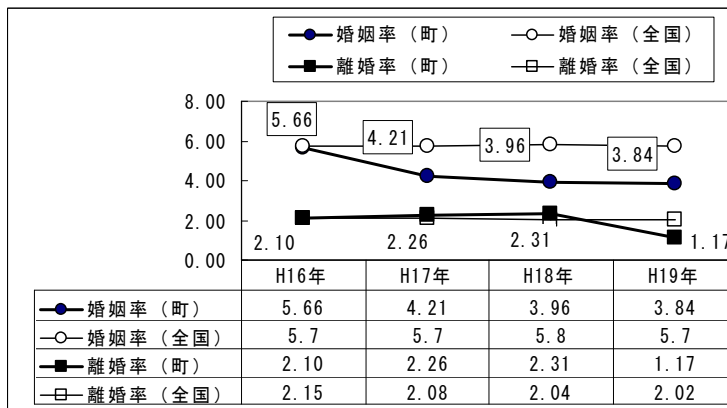
■婚姻件数等の推移



2) 婚姻率・離婚率

婚姻件数と離婚件数を対人口千人あたりの数値でみると、婚姻率は4前後で、離婚率は2以上で推移していましたが、平成19年、離婚率は低くなりました。

■婚姻率（人口千対）と離婚率（人口千対）の推移



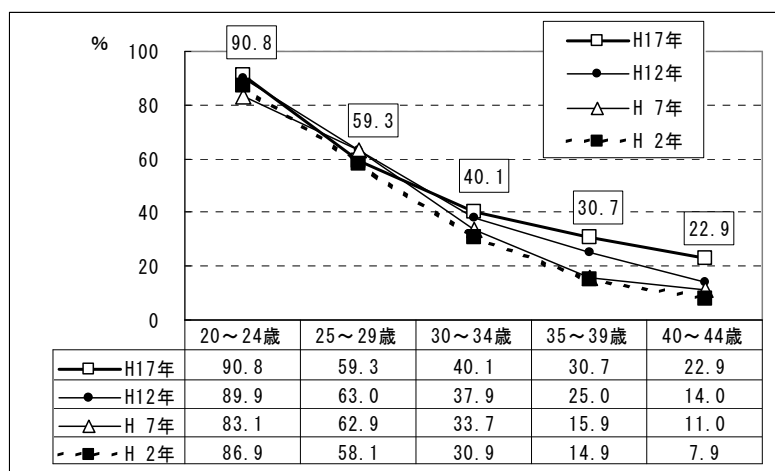
3) 未婚率

国勢調査のデータからみると、本町の未婚率は、男女ともに上がる傾向にあります。特に「30～34歳」の女性の場合、平成2年の12.9%から平成17年では26.6%と倍以上になっています。

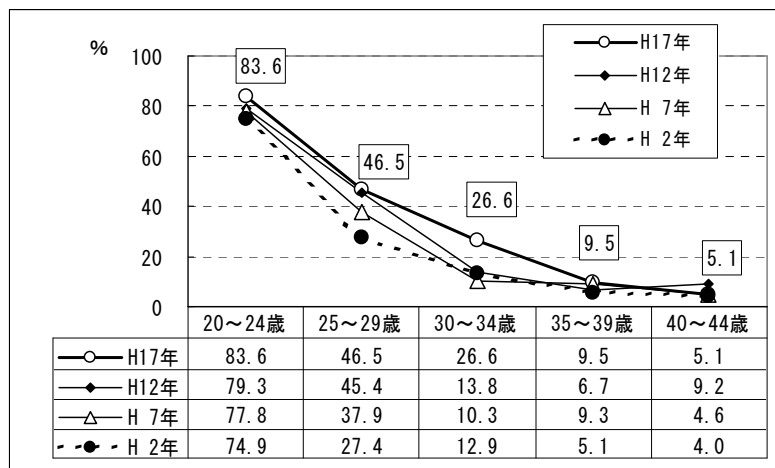
しかし、全体的に、全国や北海道の値と比較して低くなっています。

なお、平成20年では「30～34歳」という年齢階層は、「25～29歳」と同じくらいに出生率が高い階層です。

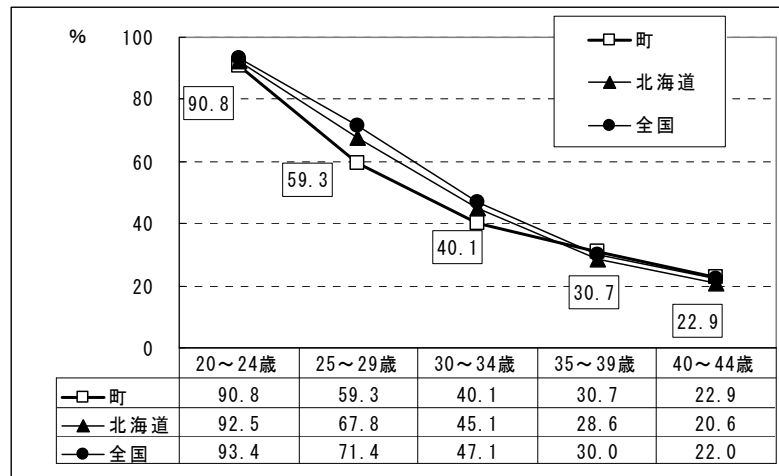
■ 標津町男性の未婚率の推移（資料：国勢調査）



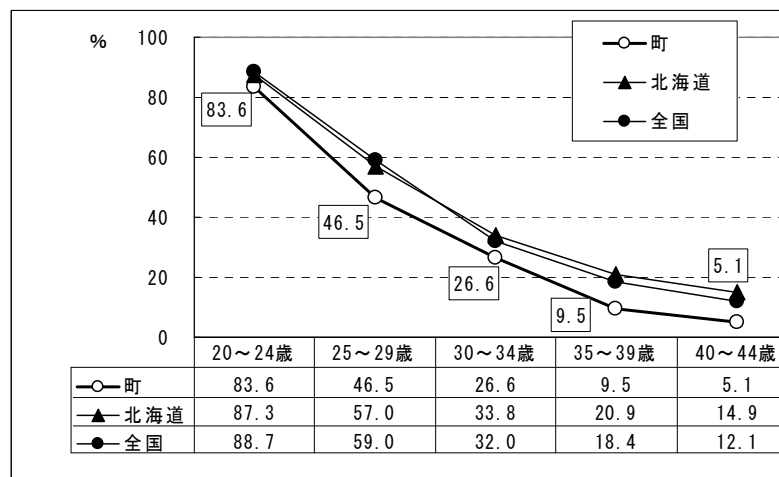
■ 標津町女性の未婚率の推移（資料：国勢調査）



■ 男性の未婚率の比較（資料：平成17年国勢調査）



■ 女性の未婚率の比較（資料：平成17年国勢調査）



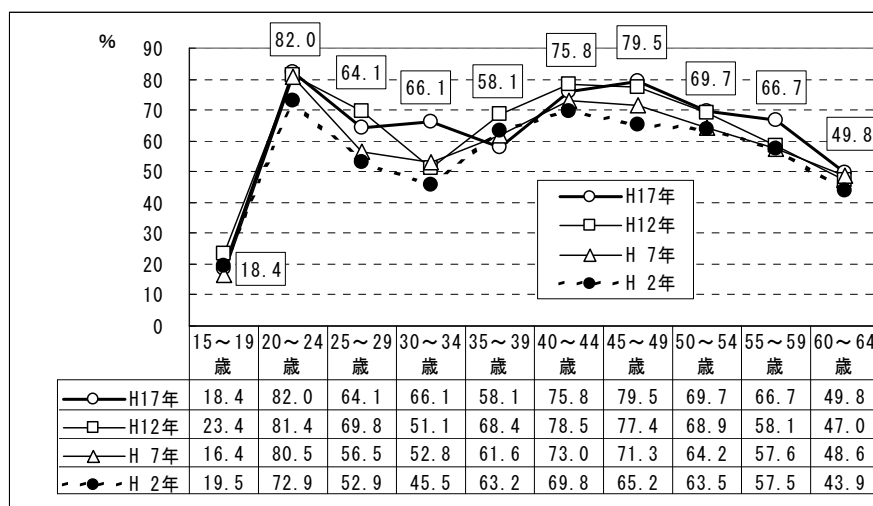
(4) 女性の就業状況

1) 年齢階級別就業率

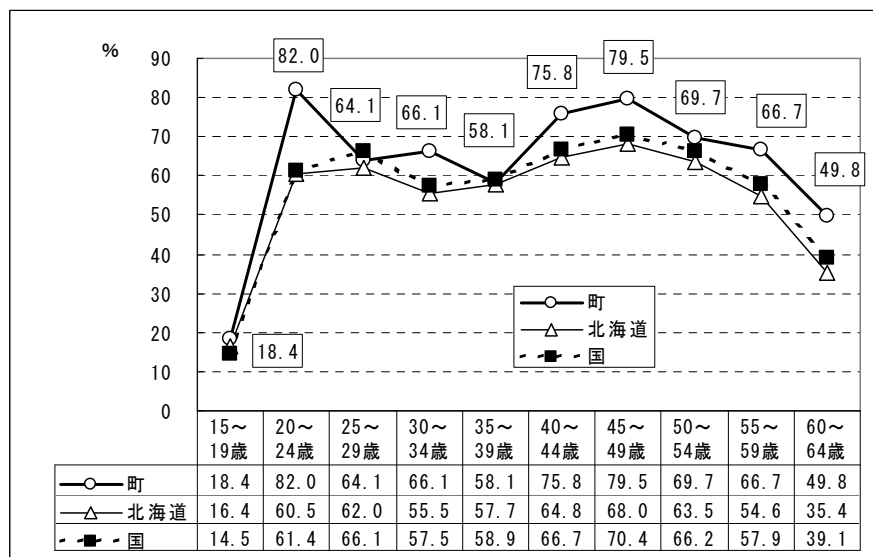
国勢調査のデータからみると、本町の女性の就業率は、全体的に全国や北海道と比較して高くなっており、平成12年、「30～34歳」で大幅に低くなり、M字曲線がはっきりしていましたが、平成17年では、「35～39歳」で低くなり、前後の年齢階層との差は小さくなっています。

しかし、このことは国全体の傾向と同様に、必ずしも労働環境の改善や保育サービスの充実により女性が仕事を続けやすくなったということでもなく、30～34歳の女性の未婚率の上昇や早くに結婚しても子どもをつくらないケースが多くなったことも要因として考えられます。

■標津町女性の就業率の推移（資料：国勢調査）



■女性の就業率の比較（資料：平成17年国勢調査）

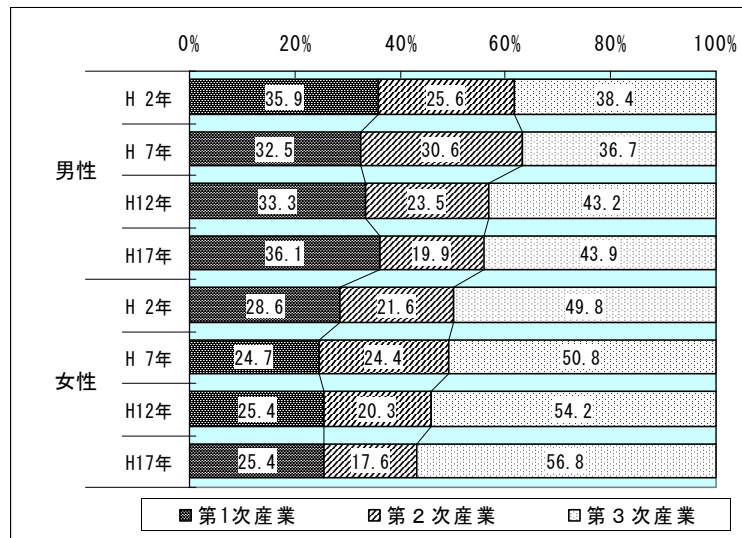


2) 産業構造別就業状況

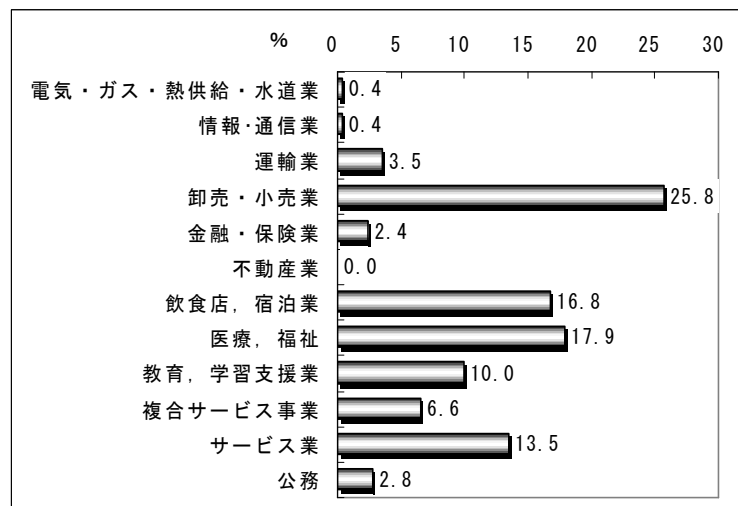
本町の産業構造別就業状況では、男女とも、第3次産業への就業割合が高くなっています。しかし、第1次産業に従事する人の割合は、男性では増加傾向にあります。

平成17年の国勢調査のデータから、本町の女性について、第3次産業の内訳をみると、「卸売・小売業」が26%、「医療、福祉」が18%となっています。

■産業構造別就業状況の推移（資料：国勢調査）



■女性の第3次産業の就業内訳（資料：平成17年国勢調査）



(5) 子育て環境の状況

1) 保育所・幼稚園の状況

① 保育所の状況

本町には常設保育所として標津双葉保育園、川北つくし保育園、へき地保育所として茶志骨みどり保育園、古多糠こばと保育園の合わせて 4 保育園があります。

■常設保育所の入所数等の推移（各年度4月1日現在）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
保 育 所 数	2	2	2	2	2	2
定 員 数	135	135	135	135	135	135
入所児童数	93	90	88	89	86	85
産休明け～6 か月	0	0	0	0	0	0
0 歳 児	0	0	0	0	0	0
1 歳 児	6	7	8	8	7	7
2 歳 児	15	17	13	18	15	16
3 歳 児	28	22	28	16	31	25
4 歳 児	29	29	25	33	16	31
5 歳 児	15	15	14	14	17	6
保 育 士 数（うちパート）	11（3）	10（1）	11（2）	11（3）	11（3）	12（4）
待機児童数	0	0	0	0	0	0

■へき地保育所の入所数等の推移（各年度4月1日現在）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
保 育 所 数	3	2	2	2	2	2
定 員 数	90	60	60	60	60	60
入所児童数	39	37	38	39	36	30
産休明け～6 か月	0	0	0	0	0	0
0 歳 児	0	0	0	0	0	0
1 歳 児	0	0	0	0	0	0
2 歳 児	10	9	6	5	5	3
3 歳 児	10	13	11	10	7	7
4 歳 児	11	8	12	12	13	7
5 歳 児	8	7	9	12	11	13
保 育 士 数（うちパート）	6（2）	5（2）	5（2）	5（2）	5（3）	5（2）
待機児童数	0	0	0	0	0	0

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

■保育事業の状況 常設保育所入所児年齢別延人数（平成20年度）

（単位：人）

区 分	認可 定員	年齢区分（年間延人数）							月平均	平 均 入所 率 (%)
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計		
標津双葉保育園	90	0	96	155	343	222	216	1,033	86	95.6
川北つくし保育園	45	0	19	120	192	182	0	513	43	95.1
合 計	135	0	116	275	535	405	216	1,546	129	95.4
前 年 度 計	135	0	166	336	293	604	287	1,686	140	104.1
対前年度比(%)		-	69.5	81.9	182.7	66.9	75.3	91.7	91.7	-
他市町から受託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■保育事業の状況 へき地保育所入所児年齢別延人数（平成20年度）

（単位：人）

区 分	認可 定員	年齢区分（年間延人数）							月平均	平 均 入所 率 (%)
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計		
茶志骨みどり保育園	30	0	0	20	48	129	138	334	28	93.3
古多糠こばと保育園	30	0	0	61	70	81	53	265	22	73.3
合 計	60	0	0	81	118	210	191	599	50	83.3
前 年 度 計		0	0	75	171	207	205	658	55	-
対前年度比(%)		-	-	108.0	69.0	101.4	93.2	91.0	90.9	-
他市町から受託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■各種保育サービスの実施状況

保育所名	実施保育サービス	
	開所時間	対象児童
標津双葉保育園	月～金 7：30～18：00 土曜日 7：30～17：45 （土曜日は希望保育）	1～5 歳児
川北つくし保育園		1～4 歳児
茶志骨みどり保育園	月～金 8：15～16：45	2～5 歳児
古多糠こばと保育園		2～5 歳児

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

② 幼稚園の状況

本町には町立の幼稚園が2園あります。

標津幼稚園は4～5歳児、川北幼稚園は5歳児のみの対象となっています。

なお、川北幼稚園では、希望者に対して預かり保育を実施しています。

■標津幼稚園児数の推移(各年度5月現在)

(単位：人)

区 分	平 成 16 年度	平 成 17 年度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度
4 歳児 年中	20	20	22	8	14	20
5 歳児 年長	20	23	19	26	8	14
合 計	40	43	41	34	22	34

■川北幼稚園児数の推移(各年度5月現在)

(単位：人)

区 分	平 成 16 年度	平 成 17 年度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度
5 歳児 年長	14	12	16	16	18	11
合 計	14	12	16	16	18	11

2) 児童・生徒の状況

本町には、小学校4校、中学校4校、高校が1校あります。

■学校数、児童・生徒数等の推移

(単位：人)

区 分		平 成 16 年度	平 成 17 年度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 21 年度
小 学 校	学 校 数	6	5	4	4	4	4
	学 級 数	27	24	20	20	20	21
	特別支援学級数	6	7	9	9	11	9
	児 童 数	417	399	380	369	368	365
	教 員 数	59	55	53	46	52	52
中 学 校	学 校 数	5	4	4	4	4	4
	学 級 数	14	12	12	13	12	12
	特別支援学級数	2	3	2	4	4	5
	生 徒 数	218	219	206	201	199	194
	教 員 数	44	38	38	44	41	43
高 校	学 校 数	1	1	1	1	1	1
	学 級 数	6	6	6	6	6	6
	生 徒 数	166	147	135	121	129	137
	教 員 数	20	20	21	20	19	20

教員数：本務者

特別支援学級：小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。学校教育法の第81条に規定があり、これに基づいた学級のため、81条学級ということもある。

3) 子育て支援サービス

① 放課後児童クラブ

保護者が仕事などのために、放課後家庭にいない小学校低学年の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。

本町では、現在、2 か所で実施しており、標津町キラリ児童館では3年生まで、川北児童館では6年生までを対象としています。

利用状況は、次の表のとおりです。

■放課後児童クラブ（キラリ児童館）の状況（各年4月1日現在）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
対 象 児 童 数	136	139	131	125	113	119
児 童 ク ラ ブ 数	1	1	1	1	1	1
在 籍 者 数	37	47	45	54	57	51
在籍割合（％）	27.2	33.8	34.4	43.2	50.4	42.9

■放課後児童クラブ（川北児童館）の状況（各年5月1日現在）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
対 象 児 童 数	86	92	86	83	83	86
児 童 ク ラ ブ 数	1	1	1	1	1	1
在 籍 者 数	72	64	60	61	67	72
在籍割合（％）	83.7	69.6	69.8	73.5	80.7	83.7

■放課後児童クラブの実施場所等（平成21年4月1日現在）

開 設 場 所	標津町キラリ児童館	川北児童館
利 用 対 象 者	小学校1年～3年生	小学校1年～6年生
開 設 時 間	平日 13:00～17:30 土曜・長期休業日 9:00～17:30	
備 考	21年7月23日から18:00までに延長 土曜・長期休業8:30から開設	

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

② 児童館の状況

本町には、2か所に児童館があります。

月平均の利用人数は、増加傾向にあります。

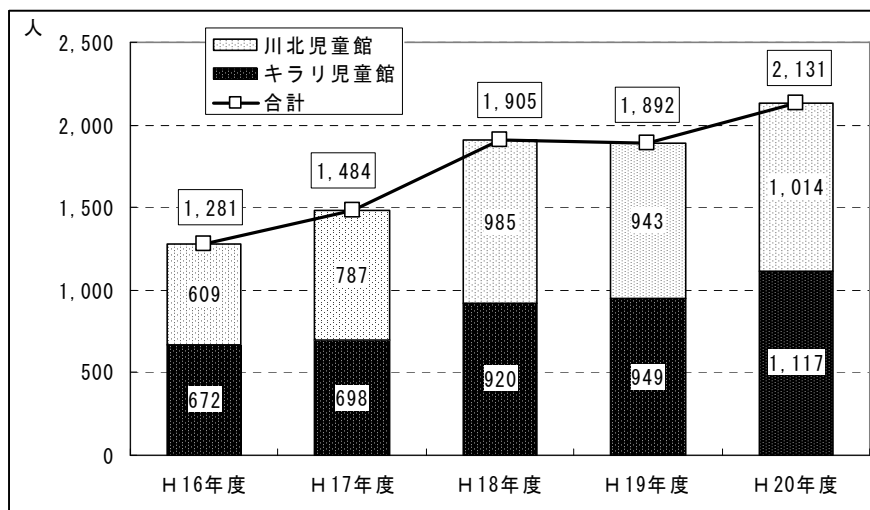
■キラリ児童館の状況（各年度末現在）

区 分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
児童指導員数	2	2	2	2	3
年間延利用人数	8,064	8,371	11,038	11,382	13,404
月平均利用人数	672	698	920	949	1,117

■川北児童館の状況（各年度末現在）

区 分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
児童指導員数	2	2	2	2	3
年間延利用人数	7,312	9,439	11,823	11,316	12,170
月平均利用人数	609	787	985	943	1,014

■児童館の月平均利用人数の推移



③ 子育て支援センター

本町の地域子育て支援センターは、標津双葉保育園に併設されており、子育ての相談、子育て中の親の交流の場、情報提供、遊び教室の実施、サークルの支援などを行っています。

地域子育て支援センターでの相談内容と件数は次の表のとおりです。

■子育て支援センターの相談状況

相談内容	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
家 族	2	3	1	2	3
健 康	3	2	4	5	0
その他	2	4	1	2	3

④ 青少年団体等の状況

青少年団体等の状況は、次の表のとおりです。

■青少年団体等の状況

区 分	各 種 団 体					
	子ども会		スポーツ少年団		P T A (小学校・中学校)	
	団体数	会員数	団体数	団員数	団体数	会員数
平成 16 年度	3	69	17	347	8	615
平成 17 年度	3	60	17	367	8	622
平成 18 年度	3	58	16	372	8	610
平成 19 年度	3	61	16	334	8	590
平成 20 年度	3	66	16	301	8	589
平成 21 年度	3	67	16	258	6	532

⑤ 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員の活動状況は、次の表のとおりです。

■児童委員等の活動状況

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
民生委員児童委員数		19	19	19	19	19
主任児童委員数		3	2	2	2	2
相談指導件数 (児童に係わるもの)	家 族	1	6	14	6	35
	健 康	0	1	0	23	6
	非行・健全育成	1	1	7	10	2
	そ の 他	0	0	0	0	0

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

⑥ 公園等の遊び場の整備状況

■ 公園等の遊び場の整備状況

公園名	所在地	遊具	ベンチ	水のみ場	トイレ
サーモンパーク	弥栄町	○	○	○	○
桜づつみ公園	弥栄町	×	○	×	×
しべつ「海の公園」	本町・鳩ヶ丘町	×	○	○	○
図書館前児童公園	緑町	○	○	×	×
緑町児童公園	緑町	○	○	×	×
若草町なかよし公園	若草町	○	×	○	×
望ヶ丘森林公園	望ヶ丘町	○	○	○	○
弥栄町児童公園	弥栄町	○	×	×	×
曙町児童公園	曙町	○	×	×	×
新川上町公園	新川上町	×	×	×	×
農林公園（球場前芝生）	鳩ヶ丘町	×	○	○	○
川北農村公園（自然公園）	桜ヶ丘町	○	○	○	○
川北寿わんぱく公園	寿町	○	×	×	×
川北共栄旭わんぱく公園	共栄旭町	○	○	×	×
住吉町児童公園	住吉町	○	○	×	×
伊茶仁児童公園	伊茶仁	○	○	×	×

⑦ 子どもと親のための社会資源・地域組織活動

■子どもと親のための社会資源・地域組織活動等-1

施設及び団体等		活動内容	担 当
施設	保育園	・ 通常保育サービス ・ 特別保育サービス ・ 一時保育サービス（一時預かり）	保育園
	母子通園センター	・ 児童デイサービス事業 ・ 「親子ふれあいひろば」の開設 ・ 発達支援事業	母子通園センター
	子育て支援センター （標津双葉保育園併設）	・ 遊びのひろば ・ 育児相談 ・ サークル支援	子育て支援センター
	幼稚園	・ 子育てはがき ・ 園開放 ・ 情報の提供	幼稚園
		・ 幼児教育 ・ 園開放	幼稚園
		・ 遊びにおい DAY ・ 読み聞かせ ・ ほっと HOT! TIME	標津幼稚園
	図書館	・ 預かり保育	川北幼稚園
		・ お話会（絵本読み聞かせ） ・ 標津町版ブックスタート （4～5か月児親対象）	図書館
	児童館	・ 子どもの遊び場 ・ 親同士の情報交換の場 ・ 放課後児童クラブ ・ 子育て相談事業	児童館
施設	生涯学習センター	・ 通学合宿 ・ 体験教室 （薫別地曳網・サイエンスフェアー等） ・ 夏休みラジオ体操 ・ 「親子ふれあいひろば」の開設	生涯学習センター
	総合体育館	・ 各種大会、スポーツ講習会・教室の開催 ・ ふれあいスポーツデー ・ オホーツクマラソン大会	総合体育館
	保健福祉センター	・ 相談事業 ・ 健診事業	保健福祉センター

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

■子どもと親のための社会資源・地域組織活動等-2

施設及び団体等		活動内容	担 当
人材	民生委員児童委員 (主任児童委員)活動	・子どもをめぐるさまざまな問題についての相談活動 ・行政機関とのパイプ役 ・地域のネットワークづくり	保健福祉センター
	体育指導委員	・スポーツ全体のコーディネーター ・スポーツ行事の企画・運営 ・スポーツ指導	総合体育館
	健康推進員(各地区)	・保健師と地域のパイプ役	保健福祉センター
	食生活改善推進員	・食生活を通じ健康づくり及び生活習慣病予防のために活動	保健福祉センター (事務局)
団体	町内会	・神社祭への参加 ・子ども会の活動 (キャンプ、遠足、登山、ごみ拾いほか)	町内会
	ふるさと体験塾	・山菜採り及び調理 ・魚つり及び調理 ・いももち作り ほか	
	健全な青少年を育てる標津町民の会	・あいさつ運動の推進	生涯学習センター
	子育てサークル	・親同士の情報交換の場 ・子どもの遊び場	子育て支援センター
	町体育協会 スポーツ少年団活動	・スポーツ指導 (16 団体)	総合体育館
	標津スポーツクラブ すぽっと	・スポーツ体験教室 ・軽スポーツまつり ・ごみ拾いサイクリング ・冬と遊ぼう ほか	総合体育館
	水泳協会	・子ども水泳指導	総合体育館
	スケート協会	・子どもスケート指導	総合体育館
	さわやか体操会	・ラジオ体操指導 ・おはようマラソン指導	総合体育館
	老人クラブ	・世代間交流 ・伝承活動 (そばづくり、学校花壇整備)	保健福祉センター
	社会福祉協議会	・ボランティア教育の推進 ・高校ボランティア部の育成支援	保健福祉センター
その他	巡回児童相談	・児童相談所との連携による障がい児に対する相談及び指導	保健福祉センター 母子通園センター

4) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

① 児童虐待相談取り扱い件数

全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。

本町における平成20年度の該当件数は、ありません。

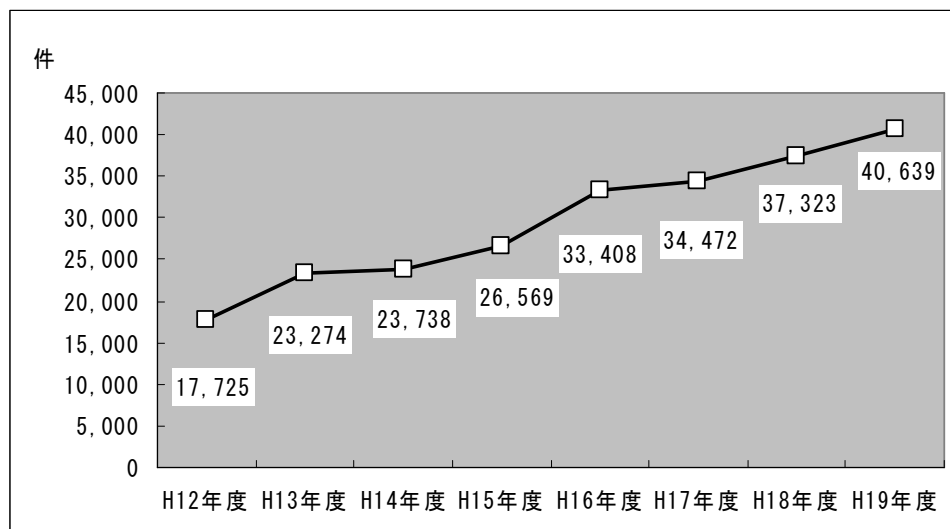
■児童虐待相談取り扱い件数

(単位：件)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	管内	町内	管内	町内	管内	町内	管内	町内	管内	町内
身体的虐待	4	0	9	2	8	0	1	0	3	0
保護の怠慢	21	0	5	0	16	0	20	0	9	0
性的虐待	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
心理的虐待	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合 計	25	0	15	2	26	0	21	0	14	0

資料：児童相談所

■児童虐待相談の処理件数（全国）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

児童虐待とは、親又は親に代わる保護者等による以下の行為

1. 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行
2. 保護の怠慢（ネグレクト）：保護者の怠慢や拒否により健康的状態や安全を損なう行為
3. 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要
4. 心理的虐待：暴言や差別などの心理的外傷を与える行為

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

② いじめ・不登校・少年非行等の状況

根室教育局では、いじめ対策連携プロジェクト事業の一環として、「ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」の実施や「ストップ・ザ・いじめ」子ども会議の開催など、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組みを行っています。

本町のいじめ、不登校等の件数は、次の表のとおりです。

■いじめ・不登校等の件数

(単位：件)

区 分	平 成 16 年度	平 成 17 年度	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度
い じ め 件 数	1	1	14	1	1
不 登 校 件 数	6	1	3	4	3
少 年 非 行 件 数	0	0	0	0	1
「心の教室相談員」相談件数	50	38	27	19	23

資料：教育委員会

(6) 保健事業

1) 定期健康診査の受診状況

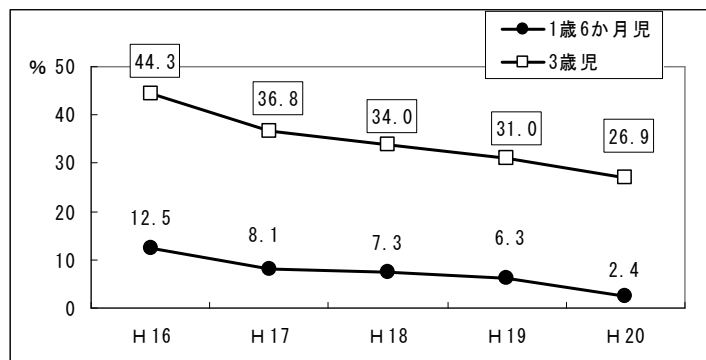
■ 定期健康診査の受診状況

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
4～5 か月児健診	対象者数 (人)	65	54	47	35	37
	受診者数 (人)	63	51	47	34	37
	受診率 (%)	(96.9)	(94.4)	(100.0)	(97.1)	(100.0)
1歳6か月児健診	対象者数 (人)	64	64	56	48	42
	受診者数 (人)	65	62	55	48	42
	受診率 (%)	(101.6)	(96.9)	(98.2)	(100.0)	(100.0)
3歳児健診	対象者数 (人)	69	57	49	60	54
	受診者数 (人)	70	57	49	58	52
	受診率 (%)	(101.4)	(100.0)	(100.0)	(96.7)	(96.3)
療育指導	受診者数 (人)	0	0	0	0	0

■ 乳幼児歯科検診の実施状況

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
1歳6か月児	受診者数 (人)	64	62	55	48	42
	う歯あり (人)	8	5	4	3	1
	罹患率 (%)	(12.5)	(8.1)	(7.3)	(6.3)	(2.4)
3歳児	受診者数 (人)	70	57	50	58	52
	う歯あり (人)	31	21	17	18	14
	罹患率 (%)	(44.3)	(36.8)	(34.0)	(31.0)	(26.9)

■ 乳幼児う歯罹患率の推移



2) 母子健康相談等の状況

■訪問相談等の実施状況

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
母子健康手帳交付	交付件数(件)	63	52	47	42	50
妊産婦訪問指導	訪問件数(件)	40	53	34	38	51
乳幼児訪問指導	訪問件数(件)	52	55	65	48	65

■相談・指導等の実施状況

(単位：回、人)

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
ママパパスクール (妊娠期の両親教室)	開催回数	9	9	12	9	12
	延参加人数	18	25	33	38	47
乳幼児健康相談	開催回数	195	177	199	160	163
	延参加人数	305	284	290	244	304
乳幼児栄養相談	開催回数	44	32	53	40	61
	延参加人数	172	173	170	155	172
子育て相談室	親子遊び	登録数	54	46	35	27
		延参加人数	298	202	612	484
	相談内容	生活習慣	0	3	0	0
		発育・発達	4	2	3	1
		その他	3	4	3	5
		合計	7	9	6	6

■乳幼児医療費支給状況

区 分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
受給者証交付件数(件)		351	351	325	322	284
医療費支給件数(件)		1,745	2,963	3,480	3,626	3,301
内訳	入院(件)	67	59	47	57	22
	通院(件)	1,678	2,908	3,433	3,569	3,279
支給額(千円)		5,472	7,832	7,267	7,029	3,646
1件当たり平均額(円)		3,135	2,643	2,088	1,938	1,105

※ 通院件数は、歯科・調剤を含む。

6 アンケート調査からの課題

アンケートからの課題を取りまとめると、次のようになります。

- 半数以上は、本町を「子育てしやすい町」として評価している。
- 本町を「子育てしやすい」と評価しているグループは、子育てに関する悩みや負担感が少ない。
- 配偶者が子育てについて支えになっている家庭の方が、町についての評価が高い。
- 配偶者が子育てについて支えになっている家庭の方が、子育てに関する悩みや負担感が少ない。



両親が協力して育児や家事にかかわることの大切さについての啓発が必要。

- 全体的に最も求められている子育て支援策は、「安心して遊べる公園の整備」である。本町を「子育てしやすくない」と評価しているグループは、「医療機関・医療体制の整備」「経済的援助」の充実についての希望が高い。
- 【就学前のこどもがいる家庭】の場合、「専業主婦も利用できる保育サービス」を求めている。特に川北幼稚園の4歳児（できれば3歳児）からの入園を求める声が多い。



「遊び場の整備」「医療機関・医療体制の整備」「経済的援助」の充実に加え、川北幼稚園が5歳児対象であることもあり「専業主婦も利用できる保育サービス」の充実を図り、子育て環境の向上をめざすことが求められている。

- 31%の母親がフルタイム就労である。パートを合わせると60%以上の母親が就労している。
- 自由意見の中でも、0歳児保育や一時預かりの実施、児童クラブの長期休暇中の開所時間の延長などを求める声がある。
- 40%近くが子育てサポートセンター制度ができれば利用したいと考えている。



子育てと就労を両立できる保育サービスの整備が必要。

- 地域の活動として、半数が「子どもの安全確保のための活動」を求めており、次いで「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす活動」にかかわってほしいことを望んでいる。
- 地域の人の支えを感じている地域では、子育てしやすいとの評価が高い。



地域ぐるみの見守りや子どもの健全育成へのかかわりが必要。

7 前期行動計画の進捗状況

前期行動計画では次の目標値を設定して、施策に取り組んできました。

事業名	区 分	平成 21 年度	
		目標事業量	現 状
通常保育事業	定 員 数	135 人	135 人
放課後児童健全育成事業	箇 所 数	2 か所	2 か所
地域子育て支援センター事業	箇 所 数	1 か所	1 か所
子育て支援ネットワークの開催	開催回数/年	6 回	2 回
虐待防止ネットワークの開催	開催回数/年	2 回	2 回

第3章 基本理念・視点・目標

後期行動計画において、基本理念・視点・目標については前期行動計画を、おおむね引き継ぐものとします。

1 基本理念

本町は「小さくても美しく楽しい活力のある町・標津町」の理想郷を実現するために、優れた特性である豊かな自然環境などの社会資源を有効に活用しながら、「誰もが住んで良かった」と言える誇りのもてる個性豊かなまちづくりを進めています。

急速な少子化の中で、明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、将来の社会発展に欠くことのできないものであり、地域全体で支えていくことが求められています。

生まれてくる子どもたちが家族や地域に心から祝福され、子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができる地域社会を築くため、「標津町次世代育成支援行動計画」の基本理念を次のとおり定めます。



2 基本的な視点

1) 子どもの視点・子どもの成長や発達を支援する基盤づくり

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であり、子育て支援策の推進については、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

また、子どもは次代の親になるという認識の下、子どもの健全育成のための基盤づくりを進めていきます。

自ら学び 自ら考え 自立に向けて行動する私たちを
時には厳しく 時には優しく 応援してください

2) 保護者の視点・子どもを生み育てることに喜びを感じる環境づくり

子育てについて、第一義的な責任は親にあるという基本的な認識の下、長期的な視野に立って、子どもが健やかに育つことができる環境づくりをめざし、総合的な取組みを進めていきます。

万葉歌人の歌
銀（しろがね）も 金（くがね）も玉も何せむにまされる宝 子にしかめやも
この気持ちを いつも実感していきたい

3) 地域の視点・子どもと保護者を地域全体で支援する体制づくり

子どもが育つということは、身体や運動的な側面をはじめ、知的側面、情操や道徳的側面あるいは対人的側面など多岐にわたります。このような多岐な側面が育つ過程において、親以外の多くの大人が関わる必要があります。子どもや親がいろいろな人から見守られている安心感や信頼感がもてるよう、地域全体で支援していく体制づくりを進めていきます。

子育てと 子育てを とともに考え とともに行動する
中で 応援していきたい

3 基本目標

(1) 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援ネットワークの形成など、地域資源等を活用した取組みを推進します。

(2) 母親や子どもの健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して生み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、妊娠・出産・子育てが安全で安心してできるような取組みを推進します。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、活気あふれた学校生活をおくり、社会の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

このため、学校・家庭・地域の教育力を向上させるため、支援の充実などの取組みを推進するとともに、子どもを生み育てることに喜びを実感できる教育環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

地域で育つ子どもが安心して快適に暮らすことができるよう、子どもや子育て家庭に配慮した居住環境の充実に努めます。

また、核家族化や都市化による地域における人間関係の希薄化や情報社会の進行など、子どもを取り巻く環境は大きく変わっています。子どもが災害や事故・犯罪などに巻き込まれることを防ぐため、関係機関と連携した活動を推進します。

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直しや意識改革が必要です。

国・道・関係団体等と連携を図りながら、仕事と生活の調和の実現のため、仕事と子育ての両立を支援する法律や制度などの広報・啓発活動や相談体制の充実に努めます。

(6) 支援を必要とする児童への取組みの推進

児童虐待防止対策の充実、母子家庭等ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

4 重点的取組み

後期行動計画においては、3つの視点と6つの目標に基づき、全62の事業を実施していきます。少子高齢化が一層進む中、「子育ては楽しい」と多くの人を実感できるよう、行政は、子育て支援関係機関・関係者と連携を図りながら事業内容の充実を図っていきます。

また、行政関係者でつくる子育て支援ネットワークにより、子育て情報の一元化を図り、相談体制、情報提供の充実を図っていきます。

さらに、前期計画の成果や住民対象のアンケート結果からの課題を踏まえ、特に次の事業について、重点的に取り組んでいきます。

(1) 一時保育（一時預かり）事業の実施

標津双葉保育園、川北つくし保育園では、平成22年度から一時保育事業を実施します。これは、保育園を利用していない家庭で、保護者の疾病等により緊急、一時的に保育を必要とする児童、または、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担解消のため、保育を希望する場合に一時的に保育をします。

対象児童：1歳から就学前の児童

利用定員：1日につき6人程度

利用日数：児童1人につき、週3日以内、月12日を限度

利用日・時間：月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

利用者負担金：児童1人あたり、1時間200円

(2) 幼保一元化に向けての検討

幼児教育の充実及び子育て支援の視点にたった、保・幼の連携体制、一元化に向けた調査研究を進め、特に、川北地区における幼稚園の2年保育に向けた具体的な対応について検討していきます。

(3) 満1歳児の中途入園受け入れの実施

標津双葉保育園、川北つくし保育園では、平成22年度から満1歳児の中途入園受け入れを実施します。現行では4月2日時点で満1歳を迎えた児をその年度の入園対象としていますが、保護者の育児休暇が満1歳までの事業所が多いことなどを考慮し、年度中に満1歳となった児の入園申し込みを、随時、受けつけます。

(4) 子育て支援ネットワークの充実

安心して子どもを生み育てることができる地域づくりと、次代を担う子どもたちが健全に成長することをめざし、行政関係機関による情報交換及び支援内容の協議を行い、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。

また、子育て支援に関する情報や地図などをコンパクトにまとめた「子育て支援マップ」を作成し、配布いたします。

第4章 施策の展開

1 施策の体系

基本理念	豊かな海・山・川の大自然の中で のびのびと 「子ども・家庭・地域」が育つ町		
基本目標			
主要施策		事業名	
(1) 地域における子育て支援			
1) 保育サービスの充実	1	保育環境整備推進事業	
	2	一時保育事業の実施	
	3	幼保一元化に向けての検討	
	4	満1歳児の中途入園受け入れの実施	
2) 子育て支援サービスの充実	5	放課後児童健全育成事業	
	6	地域子育て支援センター事業	
	7	開放事業「つどいの広場事業」	
	8	幼稚園における子育て支援事業	
3) 子育て支援ネットワークづくり	9	児童虐待問題対策協議会	
	10	子育て支援ネットワークの充実	
	11	民生委員児童委員活動	
	12	子育てマップの作成・配布	
4) 児童の健全育成	13	児童館運営事業	
	14	子ども会の育成	
	15	あいさつ運動	
	16	子どもの居場所づくり	
(2) 母親と子どもの健康の確保及び増進			
1) 子どもや母親の健康の確保	17	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査事業	
	18	乳幼児健康診査事業	
	19	乳幼児・児童生徒に対する歯科保健事業	
	20	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	
	21	産婦・新生児訪問指導	
	22	両親学級「ママパパスクール」	
2) 「食育」の推進	23	栄養士による食指導の実施	
	24	学校栄養職員による指導の実施	
3) 思春期保健対策の充実	25	性教育の実施	
	26	パパママ体験事業	
	27	大人のための性教育の実施	
	28	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	
4) 小児医療の充実	29	予防対策事業	

第4章 施策の展開

基本目標		
	主要施策	事業名
(3) 子どもの教育環境の整備		
1) 次代の親の育成	30	基本的生活習慣やモラルの育成
	26(再掲)	パパママ体験事業
2) 学校の教育環境等の整備	31	ティーム・ティーチング、少人数指導の実施
	32	AETの活用による英語教育の推進
	33	総合的な学習の時間等における外部講師の活用
	34	小中一貫教育の推進
	35	子どもと親の相談員の充実
	36	保幼小中高の連携
	37	道徳教育の充実
	38	生徒指導の充実
	39	生徒指導総合連携推進委員会の活動展開
	40	職業体験学習等の推進
	41	教育相談の充実
3) 家庭や地域の教育力の向上	42	通学合宿事業
	43	「家庭教育学級」・「家庭教育講演会」の開催
(4) 子育てを支援する生活環境の整備		
1) 良好な居住環境の確保	44	町営住宅の入居
	45	ふれあい住宅の確保
	46	児童遊園地
	5(再掲)	放課後児童健全育成事業
2) 防災意識の高揚	47	防災対策
	48	防災意識の高揚
3) 交通安全教育の推進	49	交通安全教室・交通安全街頭指導
	50	こぐまクラブの育成
4) 犯罪等の被害防止活動	51	町防犯協会の活動
	52	街路灯の支援・管理
	53	スクールモニター制度の推進
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進		
1) 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現	54	「道民家庭の日」の普及促進
	55	父親の育児参加の推進
2) 仕事と子育ての両立の推進	56	育児休業制度の普及促進
	1(再掲)	保育環境整備推進事業
	4(再掲)	満1歳児の中途入園受け入れの実施
	5(再掲)	放課後児童健全育成事業
	10(再掲)	子育て支援ネットワークの充実
(6) 支援を必要とする児童への取組みの推進		
1) 児童虐待防止対策の充実	11(再掲)	民生委員児童委員活動
	9(再掲)	児童虐待問題対策協議会
2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	57	母子自立支援員等の周知
3) 障がい児施策の充実	58	母子通園センター
	59	地域療育推進協議会
	60	標津町適正就学推進委員会
	61	乳幼児の相談及び健診

2 主要施策

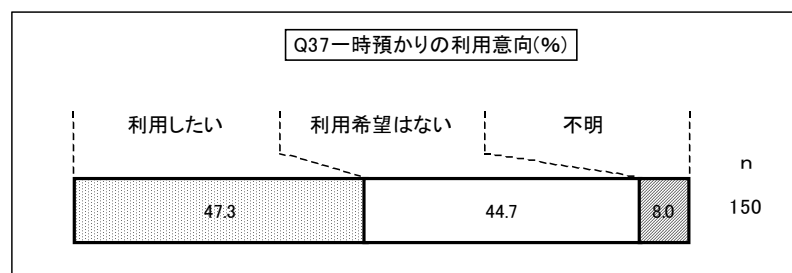
(1) 地域における子育て支援

1) 保育サービスの充実

◇◇現状と課題◇◇

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

今回の調査では、保育園の平日や土曜日の開園時間の延長などについては良い評価を得ています。しかし、一時保育（一時預かり）、0歳児保育の要望も高いことが分かりました。



本町では、その希望に応えるため、平成22年度から、標津と川北の保育園において、平日と土曜日の一時保育事業（一時預かり）を実施します。また、年度中に満1歳となった児の入園申込みを、随時、受け入れていきます。

◆◆方向性◆◆

子育てをしている人が安心して働くことができるような多様なニーズに応じて、広く町民が利用しやすい保育サービスの充実に努めます。

また、保育環境の充実を図るため、保育士の研修や施設環境の改善などに努めます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
1	保育環境整備推進事業	保育園では、保護者の労働などの理由により、保育を必要とする児童の保育を行っています。保育園の受入定数については、今後とも社会情勢を見ながら柔軟に対応していきます。 また、多様化する保育需要に対応するため、保育士などの資質の向上に努めるとともに、保育環境及び機能の充実を図ります。	保 育 園
2	一時保育事業の実施 (一時預かり事業の実施)	標津双葉保育園と川北つくし保育園において、保育の対象とならない1歳児から就学前の児童を対象に、保護者が疾病等により、緊急、一時的に保育を必要とする場合、あるいは育児に伴う心理的、肉体的負担解消のために「一時保育事業」を実施します。	保 育 園
3	幼保一元化に向けての検討	幼児教育の充実及び子育て支援の視点にたった、保・幼の連携体制、一元化に向けた調査研究を進め、特に、川北地区における幼稚園の2年保育に向けた具体的な対応について検討していきます。	教 育 委 員 会
4	満1歳児の中途入園受け入れの実施	標津双葉保育園と川北つくし保育園において、満1歳児の中途入園受け入れを実施します。年度中に満1歳となった時の入園申込みを、随時、受けつけます。	保 育 園

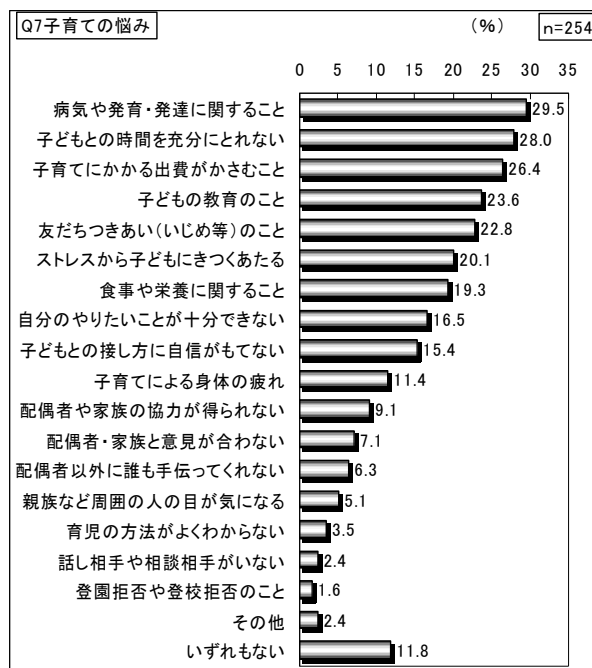
2) 子育て支援サービスの充実

◇◇現状と課題◇◇

核家族やひとり親が増加する傾向にある中で、親自身がちゃんとふれ合う経験をもたずに育ったり、ひとりで子育てについての悩みや負担感などを抱えこんだりするケースが増えています。これらの悩みや負担感の軽減のためにリフレッシュのための一時預かりや親同士で情報を交換できる機会の充実などが求められています。

今回の調査では、90%近く
の保護者が子育てについてのさまざまな悩みや不安を抱えていることが分かりました。

本町では、乳児家庭全戸訪問事業や子育て支援センターの相談事業などによ



り、子育てについての悩みや不安の解消に努めており、平成22年度からは、一時保育事業（一時預かり事業）を実施します。

また、放課後児童クラブを2か所の児童館で実施し、放課後保護者の就労のため一人で過ごす児童の健全育成に努めています。

◆◆方向性◆◆

保育園や幼稚園における子育て支援サービスの充実に努めるとともに、標津双葉保育園に併設されている「子育て支援センター事業」の充実を図ります。

放課後児童の健全育成については、関係機関と連携を図り児童の受入体制の整備に努めます。

また、子育てに関する情報の提供や相談・助言については、子育て支援センターを中心に引き続き実施します。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
5	放課後児童健全育成事業	児童館を利用して、保護者が就労などにより不在の小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ（登録制）を行っています。 今後も、利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	教 育 委 員 会
6	地域子育て支援センター事業	保育園に併設の地域子育て支援センターは、保育園の機能を活用し、家庭内で保育している親子を対象として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルの育成支援を行います。	保 育 園
7	開放事業「つどいの広場事業」 （地域子育て支援拠点事業「親子ふれあい広場」）	子育てや家庭教育の不安に応え、安心して子育てができるような地域社会を築くため、乳幼児をもつ親が気軽に集える場の確保や機会の提供を推進します。	教 育 委 員 会
8	幼稚園における子育て支援事業	標津幼稚園では、「遊びにおい Day」事業を通じて親と子、親同士の情報交流を行っています。また、気軽に相談に応じる体制（随時・面接）により、子育て支援センター的役割を推進します。 また、川北幼稚園の2年保育に向けた具体的な対応について検討します。	幼 稚 園

3) 子育て支援ネットワークづくり

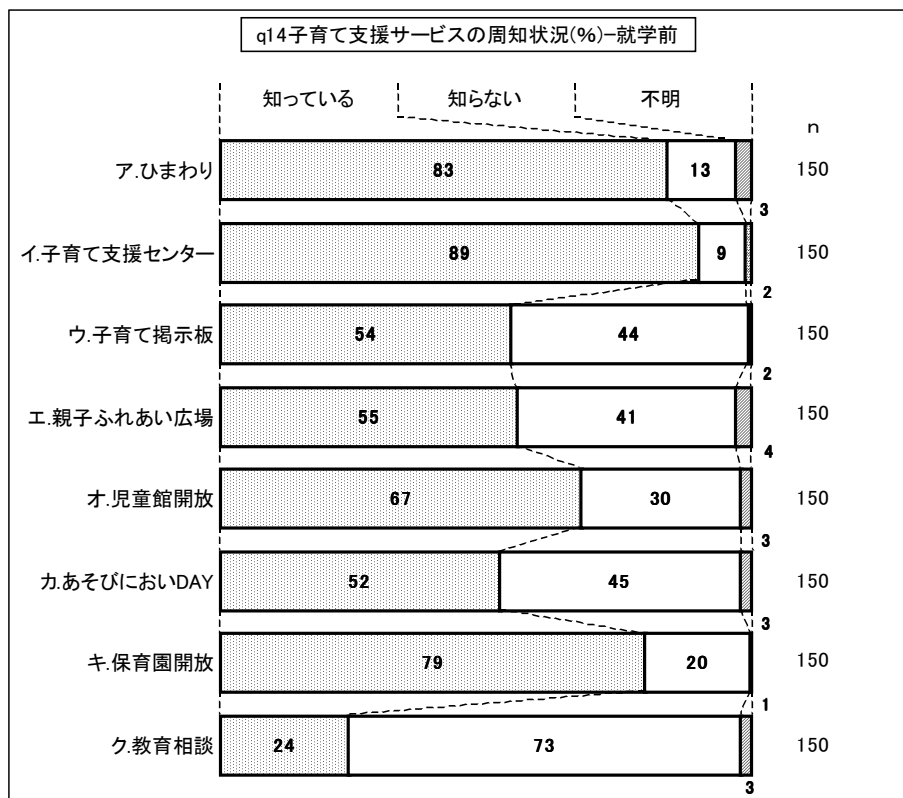
◇◇現状と課題◇◇

子育て家庭に対して、きめ細かな質の高い子育て支援サービスを効果的に提供していく上で、地域の子育て支援ネットワークを形成していくことが重要です。

また、各種の子育て支援サービスなどが、利用者に十分周知されるよう、子育てマップの作成・配布などによる情報提供が必要となります。

本町では、児童虐待防止連絡会議や子育て支援ネットワーク会議を開催し、関係する機関との情報の提供交換に努めています。

今回の調査では、町が実施している子育て支援サービスについて、必ずしも周知が行き届いているとはいえないサービスもありました。



◆◆方向性◆◆

関係機関が連携し、子育て支援ネットワークや児童虐待防止に取り組む連絡会議を積極的に推進するとともに、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。

また、子育て支援サービスの周知を図るため、子育てマップを作成・配布します。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
9	児童虐待問題対策協議会	町、警察、学校、保育園、幼稚園など、子どもに関係する機関が連携して虐待防止や要保護児童への対応を行います。また、必要に応じてケース検討会議を開催し、迅速な対応を行います。	保健福祉センター
10	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援関係機関の連携による情報交換及び支援内容の協議を行い、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。	保健福祉センター
11	民生委員児童委員活動	地域住民を支援する身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行います。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。	保健福祉センター
12	子育てマップの作成・配布	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトまとめた子育てマップを作成・配布します。	保健福祉センター

4) 児童の健全育成

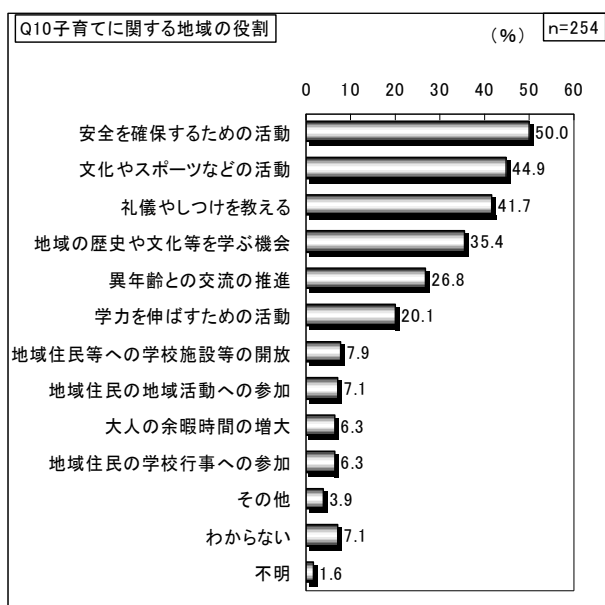
◇◇現状と課題◇◇

次代を担う子どもたちが、たくましく心豊かに成長することは、地域の将来を支えるための基本といえます。子どもの豊かな心と健やかな体を育成し、個性を生かし、自ら学び考える力を養うための環境整備が必要です。

そのため、すべての子どもを対象として、放課後や週末などに、地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流を行うことができる安全・安心な場所づくりの推進が必要です。

本町では、子どもの健全育成の活動は、2か所の児童館、生涯学習センターなどで実施しています。

また、地域住民のボランティアによる体験塾の実施により、子どもと保護者にとって親子のふれあいやコミュニケーションの拡大、自然と親しむ機会の増大となり、ふるさとへの愛着心



第4章 施策の展開

を育てる機会ともなっています。

今回の調査で、子育て中の保護者が地域住民に、「地域内での子どもの安全を確保するための活動」「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす活動」などを望んでいることがわかりました。

◆◆方向性◆◆

各地域に整備している児童館や保育園については、母親クラブの育成や親子のふれあい、さまざまな体験学習の機会を提供し、地域の人材育成の取組みを進めます。

また、児童館などを拠点とする放課後児童クラブをはじめ、地域ボランティアとの協力を得ながら、地域活動を推進していきます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
13	児童館運営事業	異年齢による健全な遊びを通じて、多様な経験を積みながら健康に育つように、児童の集団活動指導を行います。また、母親クラブや体験学習などの場の提供と活動を行います。	教 育 委 員 会
14	子ども会の育成	地域子ども会や子どもを取り巻く地域組織活動及びその指導者の育成を図り、地域ボランティアなどの協力を得て児童の健全育成活動に努めます。	教 育 委 員 会
15	あいさつ運動	青少年の健全育成のため、学校、PTA、町内会など地域の協力を得ながら、あいさつ運動を行います。	教 育 委 員 会
16	子どもの居場所づくり	地域で育つ子どもたちが、安心して地域で遊び・学ぶことができるよう、スポーツ少年活動や、学校休業日の子ども活動事業を実施します。今後も安全で安心できる生活環境の充実と推進に努めます。	教 育 委 員 会

(2) 母親や子どもの健康の確保及び増進

1) 子どもと母親の健康の確保

◇◇現状と課題◇◇

核家族の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育てへの不安を深刻化させており、母親や子どもの健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の連携を図りつつ、地域における母子保健施策などの充実が求められています。

本町では、乳幼児健診などの事業を継続強化し、助言や情報提供も随時行い、ハイリスク児についての保健指導も随時行っています。

また、産後の母親については、育児に関するストレスで不健康にならないように、健診時の相談や電話・来所相談、産婦・新生児訪問などにおいて支援しています。

◆◆方向性◆◆

妊娠・出産及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実に努めるとともに、妊娠・出産から育児へと総合的な相談・指導体制の確保を図り、母親の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
17	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査事業	妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付します。また、妊婦一般健康診査受診票を計14回、超音波検査受診票を計11回交付し専門医療機関を受診することにより妊婦の健康保持・増進を図ります。	保健福祉センター
18	乳幼児健康診査事業	病気や発達の遅れの早期発見・早期医療、育児支援を目的として、4～5か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を実施します。 食習慣や歯磨き習慣を含めた生活習慣が会得できるよう支援し、そのことにより心身の健全な発育発達が促されるよう推進します。	保健福祉センター
19	乳幼児・児童生徒に対する歯科保健事業	未入園児を対象とした「歯ビカ教室」を実施し、4か月に一度虫歯予防のために助言やフッ素塗布を受けられるように努めます。 保育園、幼稚園入園児については、園児及び保護者に対する歯科指導のほかに、園の協力により4～5歳児の希望児にはフッ素洗口を、4歳未満児についてはフッ素塗布を年2回実施し虫歯予防を推進します。 また、虫歯予防の啓発として、虫歯のない子の表彰などを実施し、虫歯予防の意識の高揚を図ります。 さらに、学校と連携し授業として歯科指導を実施することで、歯科疾患の予防を推進します。	保健福祉センター

No.	事業名	事業内容	担 当
20	乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	乳幼児の健康管理や発達、発育、子育てに関する相談に対応できるように、乳児期と1歳、2歳児の保護者を対象に相談の機会を設けたり、電話や随時の来所相談に努めます。 その他、離乳食教室や幼児食教室を通じて知識の啓発を行うと同時に相談対応に努めます。	保健福祉センター
21	産婦・新生児訪問指導	産婦・新生児の世帯を訪問し、児の発育状態や母子の健康状態を確認するとともに、子育てを中心とした相談・助言などの育児支援に努めます。	保健福祉センター
22	両親学級「ママパパスクール」	妊婦とその夫を対象として教室を実施し、妊娠期間に健康管理が適切に行われるよう、また出産や育児に対する不安が軽減できるように、知識の普及及び参加者同士の交流を図ります。	保健福祉センター

2)「食育」の推進

◆◆現状と課題◆◆

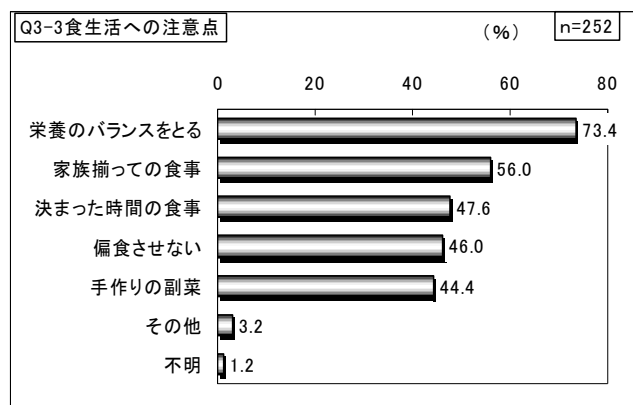
食事は健康の基本です。朝食欠食などの食生活の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着など食を通じて、心身の健全な育成を図ることが必要です。

全国的な調査によると、小児期における肥満の増加と思春期の不健康やせの発現、幼児期からみられる朝食の欠食、家族揃って夕食をとる頻度の減少、子どもの親世代の食に関する知識や技術の不足、調理済み食品の利用増加など、子どもの食を取り巻く現状には、多くの課題がみうけられ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てること、それを支援する環境づくりが重要になっています。

本町では、保育園や幼稚園、学校との連携を進めて、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくりなどの体験学習を進めるとともに、食に関する情報の提供を行っています。

今回の調査では、子どもが朝食をほとんど食べない家庭がわずか1.2%でしたがありました。また、1日に1回も家族と一緒に食事をしない家庭も2.4%ありました。

食生活について、70%以上が栄養のバランスをとることに気を付けていますが、手づくりの副菜を心がけているのは、半数以下でした。



◆◆方向性◆◆

保育園や学校を始めとして、幼稚園、母子通園センター、児童館、生涯学習センターなどと連携し、乳幼児健診、離乳食教室、幼児食教室、健康教育などの際に、子どもの発達段階に応じた食事に対する指導や情報提供を推進していきます。

また、地元で採れた安全・安心な食材を提供し、地産地消の取組みを推進します。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
23	栄養士による食指導の実施	町内の保育園と幼稚園において、栄養指導に取り組み、望ましい食習慣や栄養、衛生の知識を高め行動できるように努めます。また、幼稚園では親子栄養教室を、保育園では親子栄養歯科教室を、それぞれ年1回開催したり、毎月1回栄養便りを発行し、啓発を図ります。	保健福祉センター
24	学校栄養職員による指導の実施	小学校において、子どもや保護者に対して、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、健康管理ができることなどをめざして、学校栄養職員による食に関する指導を行います。 また、子どもたちが食に興味関心を持ち、自分自身を大切に考えることができるよう指導します。	教育委員会

3) 思春期対策の充実

◇◇現状と課題◇◇

子どもから大人へ成長する大切な思春期は、心も体も大きく変化し、さまざまな悩みを抱く時期です。

近年の情報の氾濫、風潮、価値観の多様化から10代の喫煙、薬物、性感染症の問題などの低年齢化傾向にあります。

子どもたちの性の問題をはじめ、さまざまな健康問題に対応するため、地域保健とも連携し、子どもたちの心身の健康相談や子ども自らの心と体を守るための健康教育を行う必要があります。

本町では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて各教科、道徳、特別活動を通じて性教育、喫煙防止教育を実施しています。

◆◆方向性◆◆

学校、医療機関、保健機関などと連携を深めながら性教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
25	性教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、性に対する正しい知識を確立するための教育を進めます。	教 育 委 員 会
26	パパママ体験事業	標津高校の2年生が、保健福祉センター「ひまわり」との共催により、子育て・育児体験を行っています。子育ての事業を通じて、生命の大切さ、親になることや育児の意識づくりを推進しています。	保健福祉センター
27	大人のための性教育の実施	二次成長・思春期の子どもをもつ親の不安や悩みを解消するため、大人のための性教育を推進します。(家庭教育講演会、家庭教育学級等)	教 育 委 員 会
28	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。 警察や関係機関と連携した研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活の確保と保護者への啓発に努めます。	教 育 委 員 会

4) 小児医療の充実

◇◇現状と課題◇◇

安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境をつくるためには、小児医療体制を確立する必要があります。

なお、本町では、平成21年度から、救急医療に対応するため、ドクターヘリの運航が開始されました。

◆◆方向性◆◆

小児医療の充実・確保に向けて、近隣の市町村や関係機関との連携に努めます。

また、小児医療については、予防接種により子どもの疾病の発生及び蔓延を予防するとともに、いつでも相談できる窓口、育児相談の充実を図ります。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
29	予防対策事業	感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期的な予防接種を行い、一層の接種率の向上に努めます。 小中学校では、学校医による健康診断を行い病気の予防、保健指導を行います。児童生徒が安心して相談できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。	保健福祉センター 教 育 委 員 会

(3) 子どもの教育環境の整備

1) 次代の親の育成

◆◆現状と課題◆◆

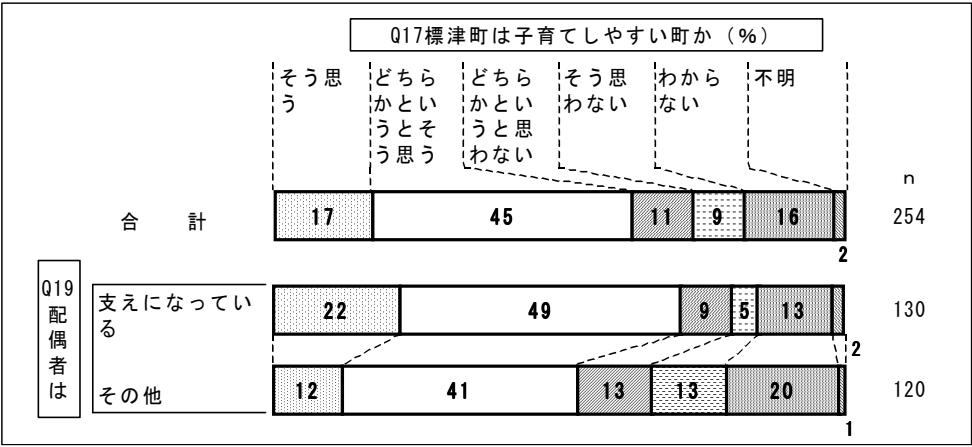
男女が協力して家庭を築くことの大切さや、子育ての楽しさ、子どもを生み育てることの意義を啓発していく必要があります。

しかし、乳幼児に接する機会の少ないまま親になる世代が増えています。

そのためには、これから親になっていく世代が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、学校教育や体験活動が重要です。

本町においては、標津高校2年生を対象に、パパママ体験事業を実施しています。妊婦疑似体験や沐浴実習を実施し、妊婦、赤ちゃんの気持ちをイメージしたり、生命の大切さ、社会にでて親になるために必要なことは何かなどについて学ぶ場としています。

今回の調査で、子育てについて配偶者の支えがある家庭では、子育てについての不安や負担感が低い傾向がみてとれ、町についての評価も高くなっています。



◆◆方向性◆◆

学校教育における総合的な学習や体験学習を通して、保育園や幼稚園の児童とのふれあう機会を広げるとともに、世代間の交流事業の推進に努めます。

また、子育て支援ネットワークで発行する広報紙などで、男女が協力して子どもを生み育てることの意義について啓発に努めます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
30	基本的な生活習慣やモラルの育成	「標津町教育基本計画実施計画」に基づいて標津町教育研究所を推進母体として、子どもの「基本的な生活習慣」「しつけ」などについて、一貫性を考えた指導法を研究し、実践していく取組みを推進します。	教 育 委 員 会
26 (再掲)	パパママ体験事業	標津高校の2年生が、保健福祉センター「ひまわり」との共催により、子育て・育児体験を行っています。子育ての事業を通じて、生命の大切さ、親になることや育児の意識づくりを推進します。	保健福祉センター

2) 学校の教育環境等の整備

◇◇現状と課題◇◇

次代の担い手である子どもが、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

本町では、各学校で「学校運営改善プラン」を策定し、学校ぐるみで子どもの生きる力の育成に取り組んでいます。

また、T・T方式による授業と児童生徒一人ひとりへの個別指導、朝読書・10分間ドリルなど学習習慣の定着に向けた取組みなど、確かな学力の向上に努めています。

◆◆方向性◆◆

指導方法や指導体制の工夫改善などを進めて、学力の向上を図るとともに、問題行動、いじめ、不登校など児童・生徒の課題に対応する相談指導体制の充実やスポーツの振興に努めるなど、心身が健やかに育つ環境の整備を推進します。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
31	チーム・ティーチング、少人数指導の実施	指導方法の工夫改善による教員の加配を行うとともに、各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じてT・T指導、少人数指導を行います。習熟度別指導など児童生徒の実態に合わせた指導を行うなど充実に努めます。	教育委員会
32	AET（英語指導助手）の活用による英語教育の推進	国際化という新たな時代に対応して、AETを活用した教育に取り組み、視野の広い子どもを育成します。	教育委員会
33	総合的な学習の時間等における外部講師の活用	各学校で創意工夫をこらして学習内容に合わせて、さまざまな教育活動で外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めます。	教育委員会
34	小中一貫教育の推進	義務教育9年間を見通した生徒指導や学習指導の一貫したあり方について研鑽を深め、基礎基本の定着及び学力の向上を図ります。	教育委員会
35	子どもと親の相談員の充実	子どもと親の相談員を配置し、いじめ・不登校などへの対応、問題行動などの防止に向けて教師と連携を図っています。保護者も含めた相談体制の充実を図ります。	教育委員会
36	保幼小中高の連携	児童生徒の発達課題、学校種別による教育の役割、遊びや学びの条件づくりなど、必要な領域における連携を図ります。 また、標津教育研究所を中心として、保幼小中高の一貫した課題である「基本的生活習慣」及び「ふるさと学習」の指導法を研究テーマとし、健全で心豊かな児童生徒の育成を図ります。	教育委員会
37	道徳教育の充実	各学校において「道徳の時間」を設定しており、道徳教育や奉仕活動を通して、ふるさとを愛し命の大切さを指導します。	教育委員会
38	生徒指導の充実	各学校で、児童生徒の理解に基づき一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行い、各学校や関係機関が連携して対応を図ります。 生徒指導の機能を生かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。	教育委員会
39	生徒指導総合連携推進委員会の活動展開	いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動に対し、学校と地域の関係機関からなる地域ネットワークを組織化し、問題の早期発見と対応、未然防止に向けた機敏な活動を展開します。 さらに、保幼小中高が連携し、校種間の垣根を越えた一貫した生活指導、学習指導を行うことにより、児童生徒の生活習慣の改善や学習意欲を高め、学力向上に寄与するとともに、健全育成に努めます。（標津市街地区）	教育委員会
40	職業体験学習等の推進	地域と連携して福祉や職業体験学習などを通して他人を思いやる心や命を尊重する心を育む教室、また、各学校では環境教育活動などで子どもたちに命を大切にする意識の高揚を図り、総合的な生きる力を育む教育に取り組みます。	教育委員会
41	教育相談の充実	いじめ、不登校、学習障害などの学校不適応問題や子どものしつけや健全育成に向けた教育相談窓口の推進を図ります。	教育委員会

3) 家庭や地域の教育力の向上

◇◇現状と課題◇◇

核家族や地縁的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や社会的なマナー、自制心などを身につける上で重要な役割を担っています。家庭の教育力が向上するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の子育て力を総合的に高める必要があります。

また、郷土を愛し、誇りに思う、豊かな心を育成するために、学校、地域、行政などを中心とした、地域文化の伝承を行っていく体制の整備も必要です。

本町では、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校まですべての子どもたちの生活習慣・いじめ・有害情報に関わる実態についての調査を実施・分析し、対策などについて地域・保護者への啓発を行っています。

各学校では、「総合的な学習」をはじめ、各教科で体験的な学習を行い、地域の自然・社会・人的教育資源を活用した授業を行っています。

さらに、「すこやか元気ッスセミナー」を開催し、体力向上・生活リズム形成に向けての学習・実技・啓発を行い、健やかな体の育成に努めています。

◆◆方向性◆◆

地域における子育てサービスや子育て情報の提供、乳幼児健診や子育ての相談・指導の充実を図り、家庭における養育機能の向上に努めます。また、地域の実情に応じた学校づくりをめざすとともに、学校の施設や機能の開放に努めます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
42	通学合宿事業	親と子どもが離れて長期生活することによる「子離れ」「親離れ」及び「地域の子どもは地域で育てる」気運を高めるため、通学合宿を推進します。	教 育 委 員 会
43	「家庭教育学級」「家庭教育講演会」の開催	子育てに関わる情報提供の場として、「家庭教育学級」や「家庭教育講演会」の開催に努めます。	教 育 委 員 会

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

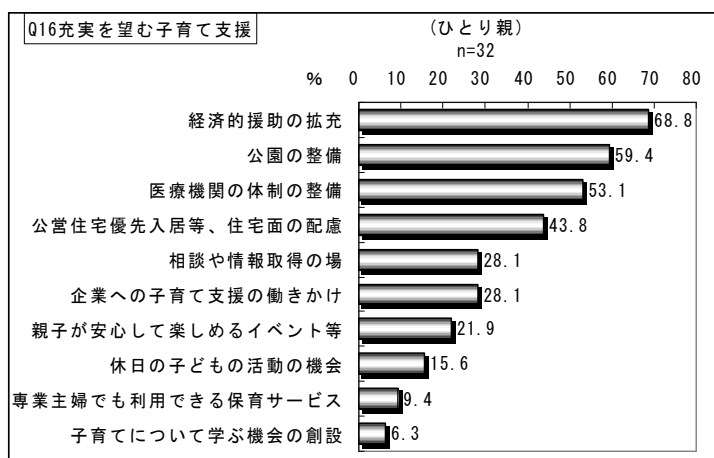
1) 良質な居住環境の確保

◇◇現状と課題◇◇

子育て家庭がゆとりを持って、安心して子どもを生み育てるためには、良質な住宅の確保が必要です。地域の特性やライフスタイルに対応した住環境の整備が望まれます。

また、乳幼児連れの人が利用する施設をより利用しやすい施設にするなど、子育てバリアフリーが求められています。

今回の調査では、全体では12%にあたる31世帯が「公営住宅の優先入居など、住宅面の配慮」を求めています。しかし、ひとり親世帯だけに限ってみると、その割合は40%以上となっています。



◆◆方向性◆◆

子育てを担う若い世代が、広くゆとりのある住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供と子どもが安全に遊べる場の整備に努めます。

公営住宅の新築に際し、住宅のユニバーサル化に努めます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
44	町営住宅の入居	町営住宅は、世帯人員に応じた適正な規模の住宅に入居できるよう対応しており、今後も母子家庭の入居に充分配慮します。	建設水道課
45	ふれあい住宅の確保	母子世帯等に対する福祉住宅として、ふれあい住宅9棟18戸を設けており、生活の安定と社会福祉の増進を図るうえで、今後も環境の充実に努めます。	保健福祉センター
46	児童遊園地	町内に16か所の児童公園を設置しています。今後とも児童に健全な遊び場を提供し、子どもが安全に遊べるよう遊具の確保や公園の整備に努めます。	保健福祉センター
5 (再掲)	放課後児童健全育成事業	児童館を利用して、保護者が就労等により不在の小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ（登録制）を行っています。今後も、利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	教育委員会

2) 防災意識の高揚

◇◇現状と課題◇◇

乳幼児及び児童は、高齢者などの災害弱者と同様に、災害時に適切な行動をとることが困難な災害時要援護者に位置づけられることから、災害発生時ににおける安全かつ的確な対応が不可欠となります。

そのためには、災害に強い環境整備に努めるとともに、地域一体となった防災意識の高揚と協力体制の強化、学校・施設における防災教育の充実を図ることが重要です。

◆◆方向性◆◆

地域における子どもを災害などから守るため地域ぐるみで予防対策を推進し、防災訓練や学習の場の提供など、災害に対する意識の高揚を図ります。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
47	防災対策	学校、幼稚園、保育施設などで防災訓練、防災教育をするとともに気象情報、地震情報に基づきの確な予防対策と避難対策の実施を図ります。	教 育 委 員 会
48	防災意識の高揚	町内には、働きながら子育てをしている方など、まわりの人々の援助が必要な人々も多く暮らしています。生命や生活を安全に守ることの必要性などについての学習の場を提供します。 (例) 災害図上訓練「DIG」などの取組み DIG=Disaster(災害)、Imagination(想像)、Game(ゲーム)の頭文字	教 育 委 員 会

3) 交通安全教育の推進

◇◇現状と課題◇◇

親子が安心して外出できる歩道の設置など、安全・安心な歩行空間の創出を演出することが望まれます。

また、子どもや子育てを行う親などを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することが必要です。

◆◆方向性◆◆

子どもを交通事故から守るため、警察、学校、町内会など関係団体などと連携した協力体制を図るとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、さらにはSS(スピードダウン・シートベルトの着用)運動展開など総合的な交通事故防止対策を推進します。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
49	交通安全教室・交通安全街頭指導	子どもを対象として、実践型の交通安全教室を行っています。また、街頭指導も実施します。	住 民 生 活 課
50	こぐまクラブの育成	町内の常設保育園・へぎ地保育園・幼稚園に母親を中心とする「こぐまクラブ」が設置されており、今後も園児の交通安全活動を推進します。	保 育 園 幼 稚 園

4) 犯罪等の被害防止活動

◇◇現状と課題◇◇

子どもたちが誘拐や傷害などの事件に巻き込まれないように、地域全体での見守る環境づくりが必要です。

そのため、防犯活動の積極的な推進や被害に遭った子どもについても、保護活動の推進が重要とされています。

本町では、老人クラブによる「子どもの安全見守り」パトロールの実施、標津町防犯ボランティア組織「レッドシャドー」による登下校時や夜間の車両パトロール、町商工会の町内商店での駆け込み「子ども110番」の設置など、地域全体で子どもの見守りを行っています。

◆◆方向性◆◆

子どもを犯罪などの被害から守るため、通学路に居住する地域の協力(例=子ども110番の家の拡充等)の下に、警察等関係機関との情報の交換や迅速な犯罪などの情報提供と対応を進めます。

学校では、不審者対策として児童生徒に対する指導や防犯訓練、校内の巡視、窓口の一本化、さらに PTA などボランティア組織による下校時などの学校周辺の見廻りなど協力体制を図ります。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
52	町防犯協会の活動	地域と連動した防犯活動や防犯思想の普及・啓発を図ります。また、祭典時の街頭指導を実施します。	住 民 生 活 課
53	街路灯の支援・管理	町内会などの街路灯の補修に対する支援と町施設の街路灯の維持管理を行い、夜間における町民の安全確保など防犯に努めます。	住 民 生 活 課
54	スクールモニター制度の推進	住民組織によるスクールモニター制度を継続し、子どもの問題行動の早期発見・解決を図ります。	教 育 委 員 会

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

1) 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現

◇◇現状と課題◇◇

性や年齢などにかかわらず誰もが、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担などの意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供などを積極的に推進することが必要です。

◆◆方向性◆◆

国、道、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発に努めていきます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
55	「道民家庭の日」の普及・促進	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくりをめざすよう、「道民家庭の日」の普及・促進を図ります。	教 育 委 員 会
56	父親の育児参加の推進	あらゆる機会をとらえ、父親が子育てに関わる大切さについて啓発に努めます。	保健福祉センター



2) 仕事と子育ての両立の推進

◇◇現状と課題◇◇

仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた新しいスタイルが求められています。

今後は男女ともに子育てに参画できる環境づくりが必要であり、また、結婚・出産後も希望する女性が仕事を続け、職場への復帰ができるよう職場環境の整備を進めることが重要です。

◆◆方向性◆◆

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、標津地区・川北地区に配置している児童館については、保護者が働きやすく児童が安全に放課後を過ごせる環境の整備に努めます。

また、関係機関との連携、協力のもとに結婚・出産後も仕事を続けることができるように取組みを進めていきます。

さらに、子育て支援ネットワークづくりを進め地域における教育力を高めていきます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
56	育児休業制度の普及促進	広報などにより育児休業制度の周知を図るとともに、事業所への制度の啓発に努めます。 また、「パパ・ママ育休プラス」など、最新の動向の周知にも努めます。	保健福祉センター
1 (再掲)	保育環境整備推進事業	保育園では、保護者の労働などの理由により、保育に欠ける児童の保育を行っています。保育園の受入定数については、今後とも社会情勢を見ながら柔軟に対応していきます。 また、多様化する保育需要に対応するため、保育士などの資質の向上に努めるとともに、保育環境及び機能の充実を図ります。	保 育 園
4 (再掲)	満1歳児の中途入園受け入れの実施	標津双葉保育園と川北つくし保育園において、満1歳児の中途入園受け入れを実施します。年度中に満1歳となった時の入園申込みを、随時、受けつけます。	保 育 園
5 (再掲)	放課後児童健全育成事業	児童館を利用して、保護者が就労などにより不在の小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ（登録制）を行っています。 今後も、利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	教 育 委 員 会
10 (再掲)	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援関係機関の連携による情報交換及び支援内容の協議を行い、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。	保健福祉センター

(6) 支援を必要とする児童への取組みの推進

1) 児童虐待防止対策の充実

◇◇現状と課題◇◇

子どもに対する児童虐待が大きな社会問題になっており、その内容も深刻化・複雑化しています。すべての児童の健全な成長を促していくには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、親と子どもの問題行動に地域全体で対応する体制づくりが求められています。

本町では、児童虐待問題対策協議会を設置し、具体的な事例に対し随時ケース検討を行い、対応しています。

◆◆方向性◆◆

児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を実現するため、児童生徒が通園・通学する保育園や幼稚園、学校などとの連携を図るとともに、地域での子育て支援のネットワーク化を進めます。

また、児童相談所・地域子育て支援センターを中心とする関係機関のネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見に至る総合的な支援を進めていきます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
11 (再掲)	民生委員児童委員活動	地域住民を支援する身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行います。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。	保健福祉センター
9 (再掲)	児童虐待問題対策協議会	町、警察、学校、保育園、幼稚園など、子どもに関係する機関が連携して虐待防止や要保護児童への対応を行います。また、必要に応じてケース検討会議を開催し、迅速な対応を行います。	保健福祉センター

2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

◇◇現状と課題◇◇

離婚の増加などにより、母子家庭等ひとり親家庭が増えていますが、ひとり親家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であり、関係機関と連携しながら、子育てや生活就労などのさまざまな生活相談に対応し、自立した社会生活ができるよう支援を進めていくことが必要です。

◆◆方向性◆◆

母子家庭等ひとり親家庭は、子育てをする上で、経済的・社会的に不安定な状態にあるだけでなく、家庭生活においても多くの問題を抱えています。

このため、ひとり親家庭等に対する相談指導の体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

また、児童扶養手当の支給など必要な経済的支援を図るとともに、保育園の入所などの生活実態に応じた支援に努めます。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
58	母子自立支援員等の周知	母子家庭等の相談、自立に必要な情報の提供や指導及びそれらの家庭に対する支援を行う母子自立支援員等について周知に努めます。	保健福祉センター



3) 障がい児施策の充実

◇◇現状と課題◇◇

障がい児の支援については、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・療育の推進を図る必要があります。

さらに、発達障害を含む障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要です。

今回、母子通園センターを利用している方へのアンケートで、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」や「より専門的な相談や指導」、また「保育士、放課後児童指導員、特別支援教育に携わる教員の資質の向上」を望んでいることが分かりました。

本町では、乳幼児健診などで障がいの早期発見に努めています。

また、白糠学園に委託して「子ども発達支援事業」を実施し、年6回、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士などによる「先生の相談、保護者の相談、児童などの観察」などを行うとともに保健師、保育士、学校関係者などの研修も行っています。

学校では、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置により、児童の情報の共有化を図り、校内研修の実施や公開授業などを通じて、教員のスキルアップと多方面からの適切な教育的支援を行えるよう努めています。

◆◆方向性◆◆

妊婦及び乳幼児期に行われる健康診査は、障がいの原因となる疾病の早期発見の機会として重要です。

このため、妊婦や乳幼児期の健康診査の充実を図って、身体面の発育不良や運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対して保健、医療、福祉、教育などが連携しながら、障がいに応じた適切指導が行われるよう支援体制を充実していきます。

また、地域で安心して生活ができるよう、母子通園センターでの療育訓練や保護者に対しての指導相談を行い育児不安の解消に努めます。

さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒や発達障害である学習障害、注意欠陥・多動性障害など、特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導の充実を図ります。

発達障害とは・・・（発達障害者支援法 第2条）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの脳機能の障がいであり、通常、低年齢において発現するものです。

●○主な事業・施策○●

No.	事業名	事業内容	担 当
59	母子通園センター	障がいのある児童の通園事業を行っています。 在宅で心身に障がいをもつ児童に対し、早期療育や集団生活への適応訓練と家族に対して必要な指導助言を進めます。	保 育 園
60	地域療育推進協議会	心身に障がいをもつ幼児の早期発見、早期療育の一貫した体制を整備し関係者の連携のもとに、総合的かつ効果的な療育などの推進を図ります。	保健福祉センター
61	標津町適正就学推進委員会	小中学校に入学しようとする児童生徒並びに、在学中で心身に障がいのある児童生徒の適正な就学を推進するため、推進委員会において必要な事項を調査し適正な就学を推進します。	教 育 委 員 会
62	乳幼児の相談及び健診	乳幼児から3歳までの相談や健診時に実施する発達確認により、発達の遅れがある児については発達を促すための支援を行うとともに、必要に応じ専門機関と連携を図ります。	保健福祉センター



第5章 目標事業量

ニーズ調査などにより把握した各事業の需要に基づき、国の新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量を念頭に、本計画の目標年度である平成26年度までに達成すべき主要事業の目標事業量を、次のように設定します。

区 分			平成 29 年度			平成 26 年度		平成 22 年度		
			サービス 利用率	ニーズ量	目 標 事業量	目 標 事業量		目 標 事業量		
平日 昼間	3 歳 未満児	認可保育所	34.5%	39 人	21 人		21 人		23 人	
		保育 5 サービス	38.2%	43 人	-		-		-	
	3 歳 以上児	認可保育所	51.8%	56 人	40 人		44 人		59 人	
		保育 5 サービス	56.8%	62 人	-		-		-	
		保育 6 サービス	81.2	89 人	-		-		-	
夜間 帯	延長保育		1.1%	520 人日	0 か所	0 か所	0 人	0 か所	0 か所	
	夜間保育		0%	0 人	0 か所	0 か所	0 人	0 か所	0 か所	
	トワイライト		0%	0 人	0 か所	0 か所	0 人	0 か所	0 か所	
休日保育			1.3%	3 人	0 か所	0 人	0 か所	0 人	0 か所	
病児・病後児保育			-	442 人日	0 か所	0 人日	0 か所	0 人日	0 か所	
放課後児童健全育成事業			63.7%	75 人	2 か所	75 人	2 か所	80 人	2 か所	104 人
一時預かり事業			-	10,392 人日	2 か所	100 人日	2 か所	100 人日	2 か所	100 人日
地域子育て支援拠点事業			-	-	2 か所	-	2 か所	-	2 か所	-

※ 保育5サービス：通常保育・家庭的保育・事業所内保育・認証型保育所・その他の保育所

※ 保育6サービス：保育5サービス+幼稚園の預かり保育

※ 延長保育：11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

※ 夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業

※ トワイライト：保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間や休日に不在となり児童の養育が困難となった場合などの緊急時に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業

※ 表中の平成29年度ニーズ量は、国の指針に基づき、アンケートに回答された保護者の今後の働き方と保育の希望から推計された数値であり、現実のニーズ量より大きな数値となっています。（国及び道へ報告値）

※ 表中の目標事業量は、各年度の推計児童数と平成21年度現在の利用率から求めたものです。

第6章 計画推進のために

1 計画推進に向けて

(1) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、その後の対策を実施していきます。

また、本町では、町をあげた人口増加対策への取り組みが始まっており、庁内に設置された「地域活力推進室」とも連携を図りながら、計画の推進に努めます。

(2) 住民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。この計画の実施状況などに係る情報を、住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

(3) 計画を推進するにあたってのそれぞれの役割

この計画を推進し基本理念に沿ったまちづくりをするためには、行政だけでなく、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、企業といった社会全体で、ともに考え、行動していくことが重要です。そのためには、次世代育成支援という新しい社会環境づくりに向けた意識を改革し、それぞれの立場での役割を果たしていく必要があります。

1) 行政の役割

- ニーズに適した事業の取り組みを検討・推進していきます。
- 家庭、学校、地域、企業と連携を図りながら、幅広い視点から少子化対策を推進します。

2) 家庭の役割

- 男女の役割分担に対する意識を変え、父親が積極的に育児参加することが必要です。
- 家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努める必要があります。
- しつけ、扶養、家事、介護など、互いに助け合いながら、子どもに基本的倫理観や社会的マナーなどの社会性、自制心や自立心を身につける機会を与えることも重要です。

3) 保育園・幼稚園・学校の役割

- 専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長を育む教育、保育の充実に努めていきます。
- 地域社会と連携し、住民が参加しやすい環境を整備するなど、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たしていきます。

4) 地域の役割

- 子どもは次代を担う、かけがえのない宝であるとの認識の下、地域ぐるみで子どもの成長や子育てができるよう、支援していく必要があります。
- 各種の地域団体などを中心にしながら、世代間交流や、積極的に地域の催しに参加したりする機会を増やしていくなど、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開する必要があります。
- 危険からの見守りなど、地域全体で子育て・子育てを支援していく意識の醸成が重要です。

5) 企業の役割

- 男女がともに子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備が必要です。
- 地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画を、より一層進める必要があります。
- 交通機関や店舗などの企業活動には、小さな子どもを連れていても、安心して利用できるような配慮が必要です。

資料編

1 次世代育成支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

この調査は、計画を策定するにあたって、住民の多様なニーズに対応するため、保育サービスの利用状況や今後の意向、保護者の就労状況など、家庭におけるさまざまな子育てに関する事項を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

1) 調査対象等

1) 調査対象	就学前児童及び小学生児童のいる家庭
2) 配布数	対象該当者全家庭：388 家庭（対象児童数 647 名）
3) 調査期間	平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 6 月 15 日
4) 調査方法	小学校・保育園・幼稚園及び郵送による配布・回収

2) 回収率

区 分	就学前・小学生児童の保護者	対象児童数	
		就学前	小学生
1) 配布数 A	388	647	
2) 回収数	257		
3) 有効回答数 B	254	201	226
4) 有効回収率 $B \div A \times 100$	65.5%	66.0%	

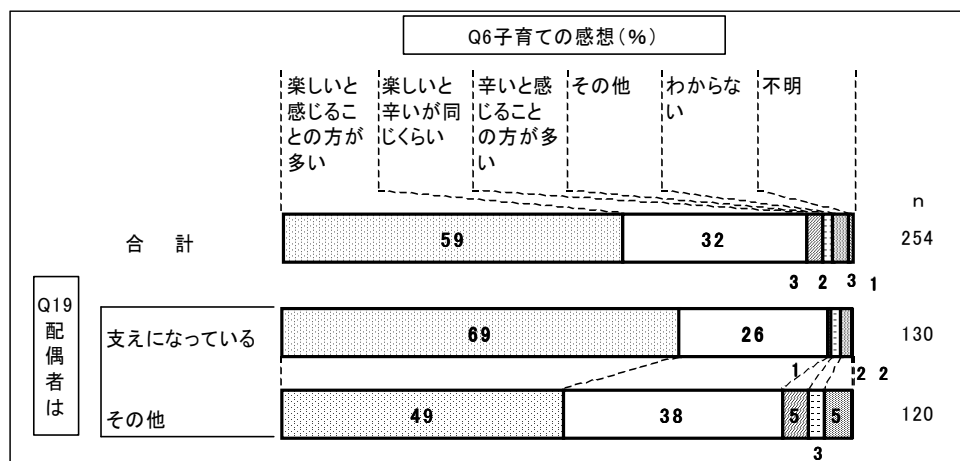
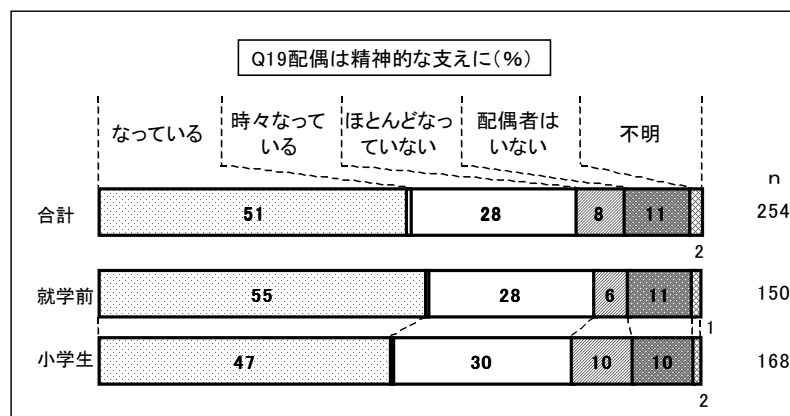
3) 調査の内容

小学生以下共通	就学前	小学生
子どもと家族の状況	保育サービスの利用	放課後児童クラブの利用
子育て	病気のときの対応（病後児保育）	病気のときの対応
子育て環境	一時預かり	一時預かり
家庭での子育て、家庭と就労の両立	宿泊を伴う一時預かり	宿泊を伴う一時預かり
育児休業制度	5 歳児の放課後児童クラブ利用意向	日常生活の様子
子どもへの虐待	子育て支援センターの利用	
両親の就労状況		
自由記述		

(2) 調査結果のまとめ

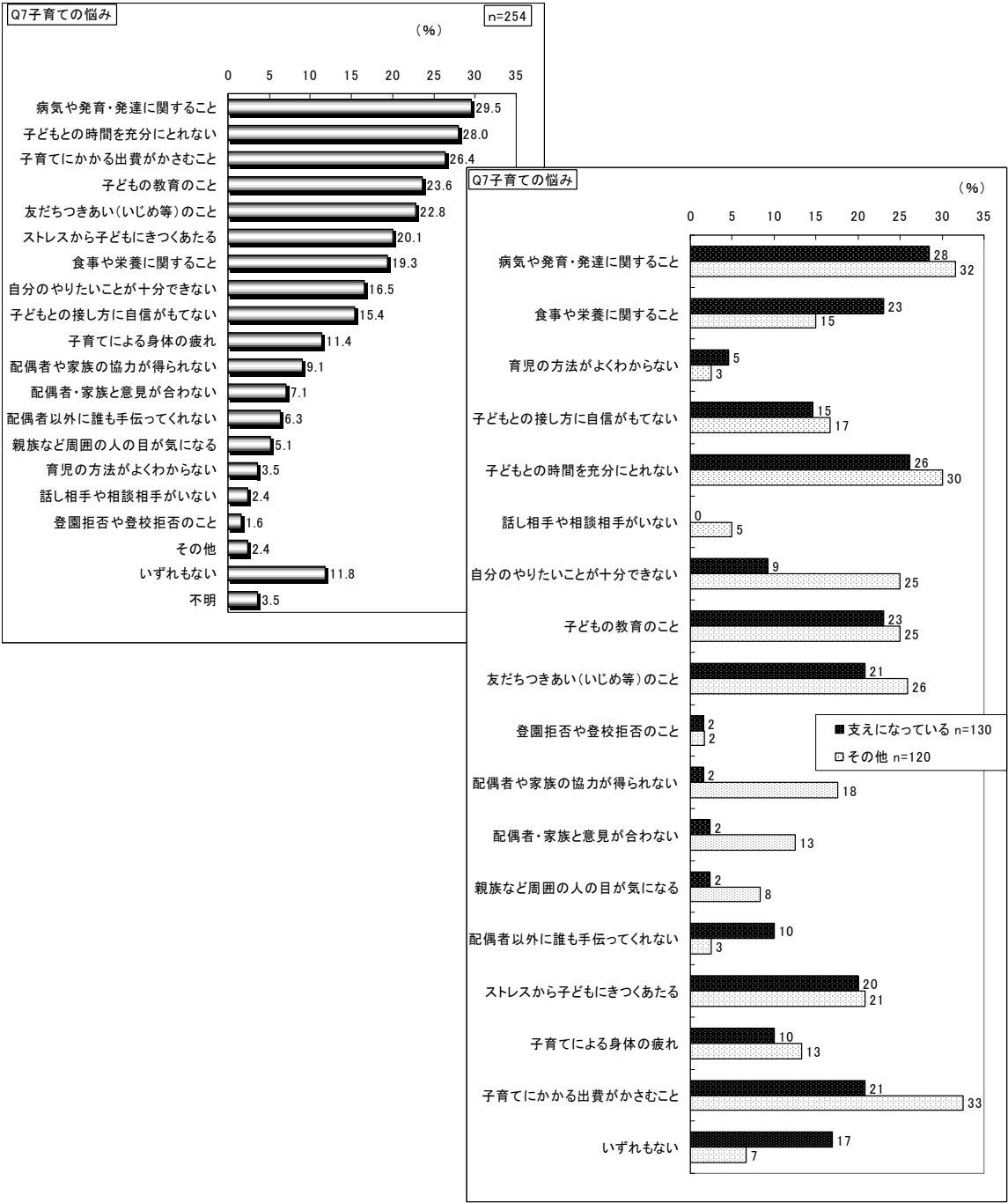
1) お子さんの子育てや家庭生活などについて

- 子育てすることに、負担感よりも喜びが大きいことがわかりました。
- 配偶者が相談相手、精神的な支えになっているかについては、「時々なっている」を含めると、80%近くが精神的な支えとなっています。
- 配偶者が相談相手、精神的な支えになっている場合、子育てについての不安や負担感が軽減され、「子育てが楽しいと感じている」が高いことがわかりました。
- 子育てに両親が協力して子育てにかかわることの重要性を認識する必要があります。



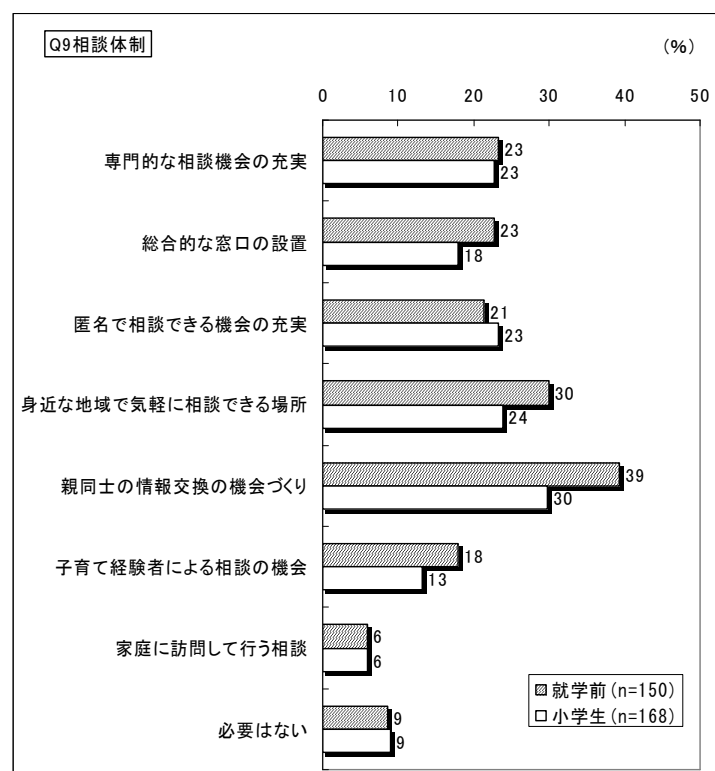
2) 親の育児不安や悩みについて

- 悩みや気になることで多かったのは、第 1 位が「病気や発育・発達に関すること」で、以下、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子育てにかかる出費がかさむこと」の順で続き、いずれも 25%以上の人を選んでいます。
- 配偶者が相談相手、精神的な支えになっている場合、子育てについての不安や負担感の割合が低いことがわかりました。
- 「子育てのストレスなどから、子どもにきつくあたってしまうこと」については、【就学前の子どもがいる家庭】の割合が 29%で、【小学生がいる家庭】14%の2倍に達しています。



3) 相談体制について

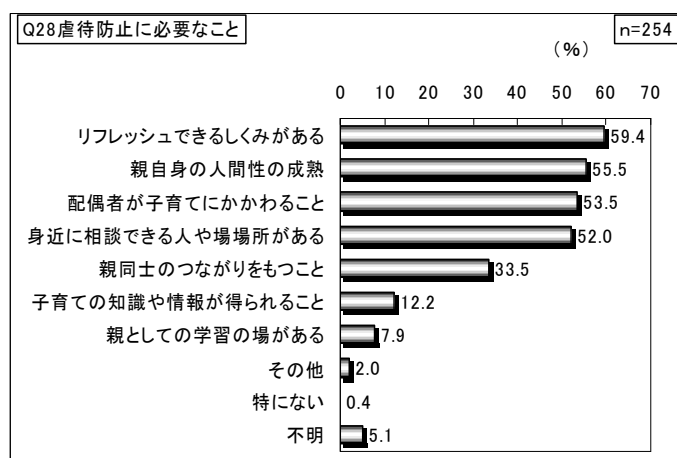
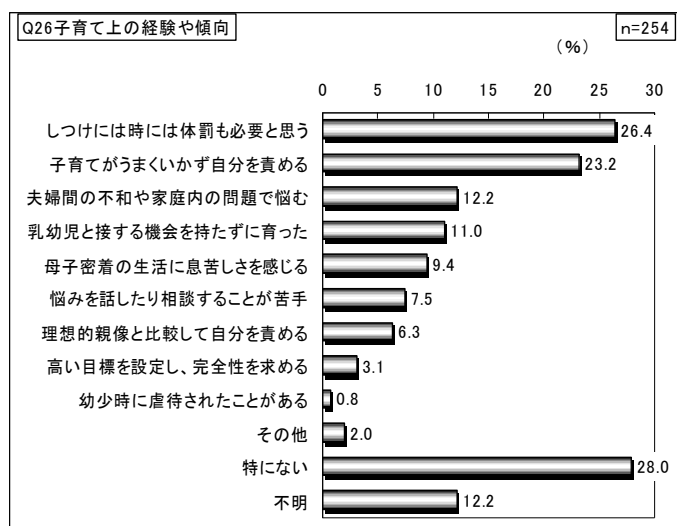
- 相談相手、相談場所として希望することでは、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会づくり」が第1位、「身近な地域で気軽に相談できる場所」が第2位となっています。
- 特に「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会づくり」は【就学前の子どもがいる家庭】の40%が希望しています。
- 虐待防止のために必要なこととして、半数以上が「身近に相談できる人や場所があること」をあげています。
- 個人の抱えている悩みや不安に応じて、専門家に相談できる機会の創出や家庭訪問や電話相談を含め、相談できるさまざまな体制の整備が必要になります。また、対応する保健師などの専門的な知識の向上についても学習の機会などを確保する必要もあります。



4) 虐待について

- 「子どものしつけには、ときには体罰も必要だと思う」考えている保護者が25%を超えています。
- 親自身のゆとりのなさや自信のなさを合理化するために「しつけのため」と考え、体罰がエスカレートすることが懸念されます。
- 「しつけ」という大義名分の下での行為であれ、「子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為は、すべて広い意味では虐待といえるのだ」と考えていく必要があります。

- 虐待傾向に結びつきやすい経験を多くもつ人は、子育ての不安や悩みとの関係でも、ストレスをより多く抱え込んでいる傾向にあり、親としての自信のなさや配偶者の非協力などがさまざまなストレスを生み出していることが推測されます。
- 親であることの訓練の場やリフレッシュできる場などの提供が必要と思われる。

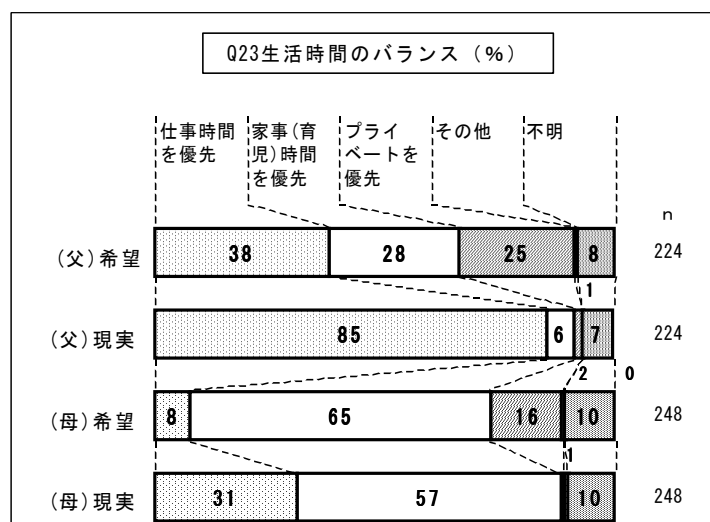
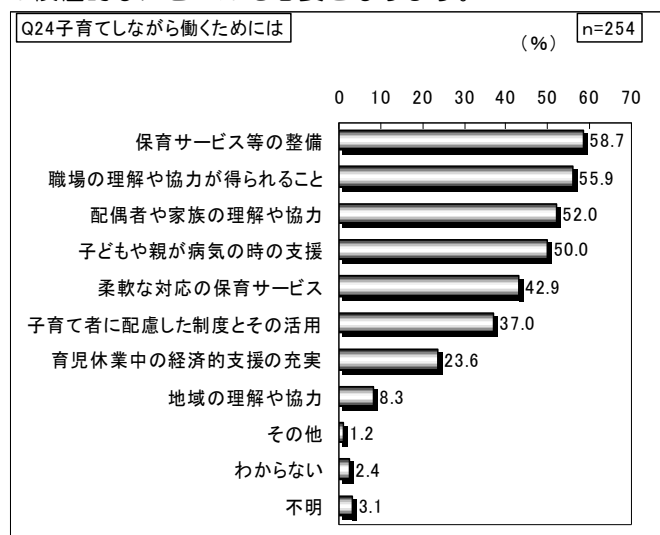


5) 仕事と子育ての両立について

- 半数近くが出産を機に離職しています。
- 離職した人の半数は保育環境等如何によらずやめていたと回答していますが、約 40%は職場や保育サービスの環境が整っていたら就労を継続していたと回答しています。
- 育児休業の取得については、全数の 11%の利用です。しかし、出産後に継続的に働いていた人に限れば 36%は利用しています。
- 事業者の子育て支援行動計画が義務付けられたこともあり、育児休業を

取得しやすい環境が整備されたと思われますが、パート・アルバイトの就労形態も多いことを考えると、まだまだ厳しい状況といえます。

- 子育てしながら働くために重要なこととして、半数以上の人を選んだ項目は、「保育サービスや放課後児童クラブなどが整備」、「職場の理解や協力」、「配偶者や家族の理解や協力」、「子どもや自分が病気やけがをしたとき、面倒を見てくれる人や保育サービス」の4つでした。
- 仕事と育児などのライフバランスが言われていますが、育児やプライベート時間を優先させたいと願いながら、現実には仕事を優先せざるを得ない状況があります。
- 「家庭の協力」「保育サービスの充実」「職場の理解」の条件がそろってはじめて、働きながら子育てする環境が整うこととなります。事業者への積極的なアピールも必要となります。



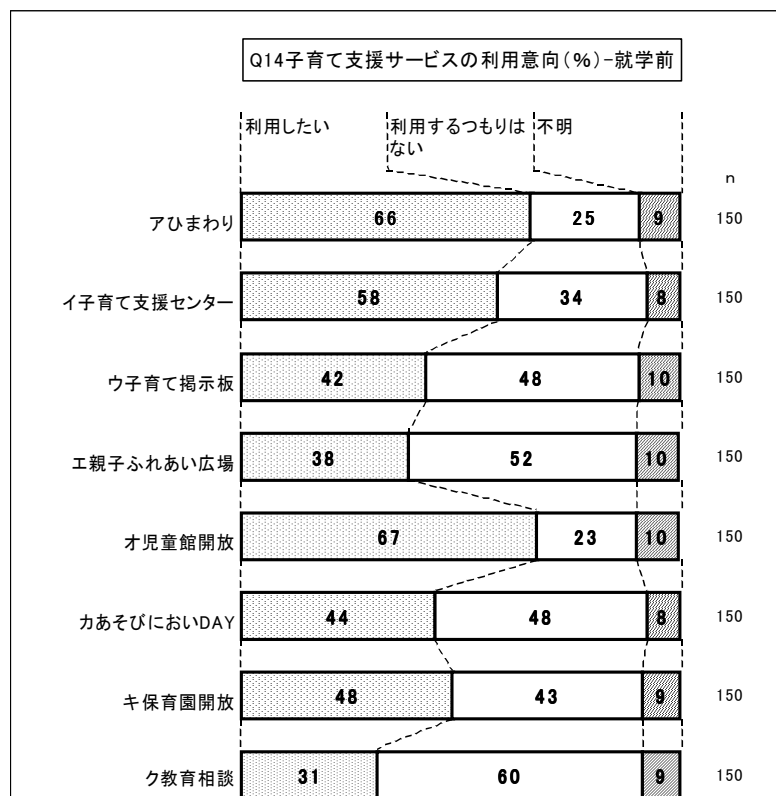
6) 地域の子育て環境について

①. 子育て支援サービスの利用意向

- 町が実施している各種の子育て支援サービスの利用意向は【就学前児童のいる家庭】が全体的に高く、児童館の開放を 67%が、保健福祉センター「ひまわり」を 66%が、今後利用したいと考えています。児童館の開放については【小学生のいる家庭】も利用希望が高く、65%となっています。

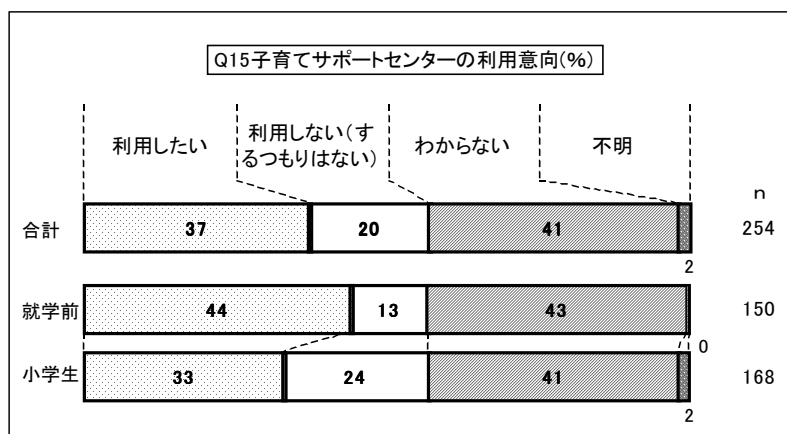
②. 子育て支援センターについて

- 子育て支援センターについては、主に親子の交流の場として【就学前児童のいる家庭】の 90%近くがその存在を知っているものの、実際に利用したことがある人は半数に満たない状況です。しかし、60%が今後利用したいと考えています。



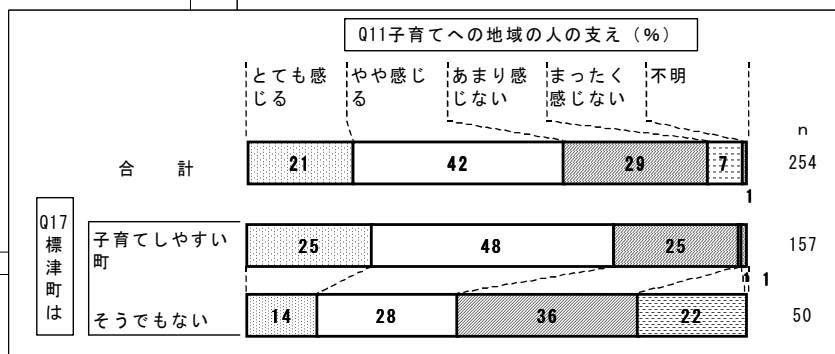
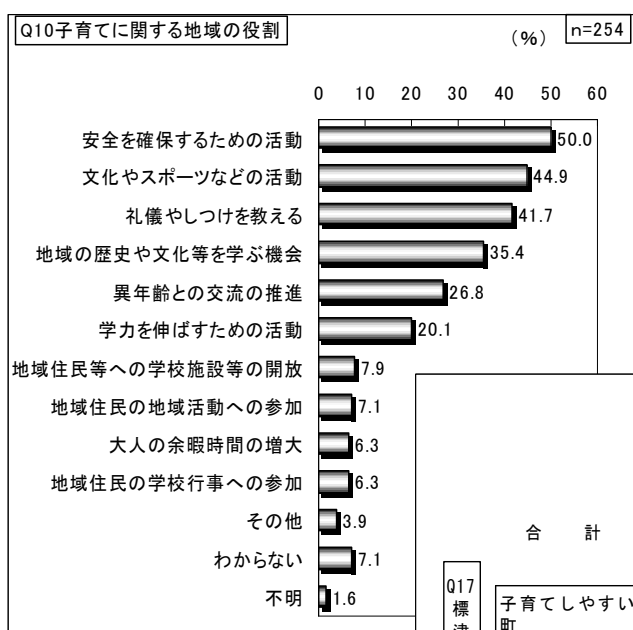
③. 子育てサポートの利用意向について

- 40%近くが子育てサポートセンター制度があれば利用したいと回答しています。【就学前児童のいる家庭】では 44%、【小学生のいる家庭】では 33%の利用希望です。
- 「子育てサポートセンター」の利用目的で多かったのは、【就学前の子どもがいる家庭】、【小学生のいる家庭】のいずれも、「祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないとき」と「子どもの病気・ケガ等の緊急時」です。



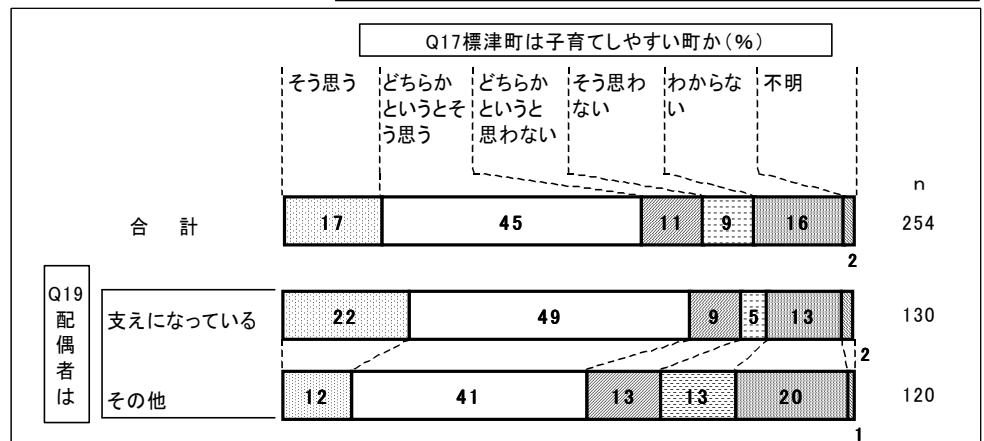
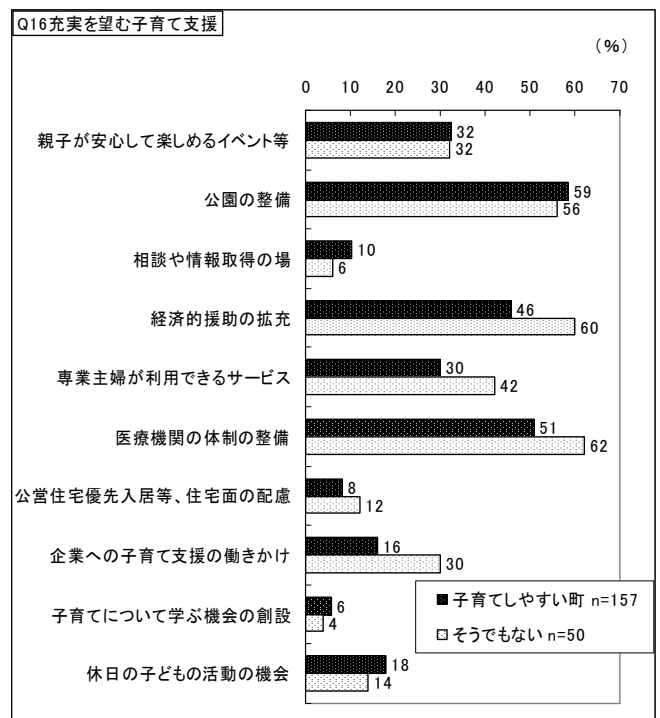
④. 地域への期待について

- 60%以上が、子育てが地域の人に支えられていると感じています。
- 地域が力を入れてほしいことの第1位は、「地域内での子どもの安全を確保するための活動」で、全体の半数が選んでいます。次いで、「文化やスポーツなど、子どもの個性を伸ばす活動」、「子どもに礼儀やしつけを教える」、「地域の歴史や文化、自然を体験したり学ぶ」が上位を占めています。
- 「標津町は子育てをしやすい町」と考えているグループは、地域の人の支援を感じる割合が73%で、「そうでもない」グループの42%を大きく上回っていることがわかりました。
- 配偶者の支援別では、【支えになっている】グループは、【その他】より地域の人の支援を感じています。
- 子どもは家庭、学校、地域で育ちます。自分の子どもの有無にかかわらず、子どもの成長に温かなまなざしを注ぐ人が増えていくような地域社会が求められています。



7) 子育てしやすい町かどうか

- 「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせて「子育てしやすい」とし、「どちらかというと思わない」と「そう思わない」を合わせて「子育てしやすくはない」としました。「子育てしやすい」割合は62%です。
- 父親が母親の相談相手、精神的な支えになっている場合、「子育てしやすい」割合は高くなっています。
- いろいろな条件別に本町が子育てしやすいまちかどうかについての関係についてみると、単に町の施策だけでなく、保護者の抱えている問題や環境もこの評価には影響していることがうかがえます。
- 町に対して充実を望む子育て支援として、「安心して遊べる公園」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「経済的援助」の3つについては、就学前・小学生いずれも半数（以上）の人が充実・拡充を望んでいます。中でも「子育てしやすくはない」と考えている人たちは、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「経済的援助」の充実への期待が特に高くなっています。
- 今後は、このようにいろいろな問題を抱えている子育て中の保護者に、保育サービスの充実、リフレッシュできる機会の創出や個々に合った相談体制などを整備することにより、子育て環境の向上をめざすことが求められます。



8) 保育サービスについて

①. 保育サービスの利用状況

- 就学前児童 198 人中 112 人(57%)は保育サービスを利用しており、利用児童 112 人中 72 人(65%)は保育園利用です。
- 幼稚園の利用は、4, 5 歳児 79 人中 37 人(47%)です。

②. 今後の利用希望

- 現在利用者が1人だけの0歳児では、24 人中 18 人が利用したいと考えています。

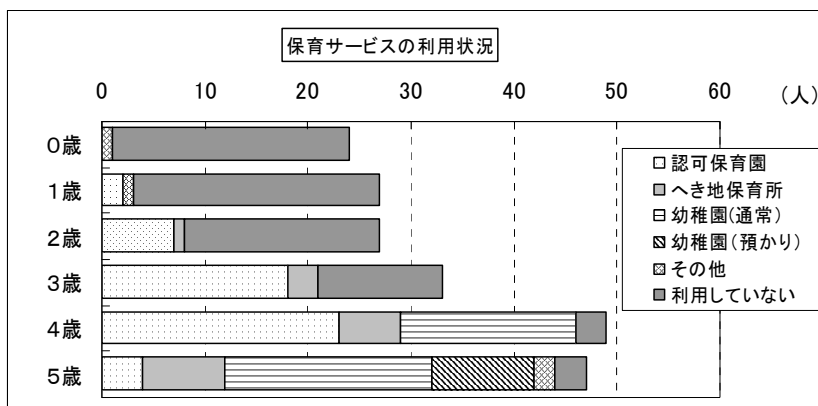
③. 土曜日と日曜日・祝日の保育サービス利用希望

【土曜日】

- 13%の 24 人が毎週土曜日の利用を希望しています。

【日曜日・祝日】

- 2%の 4 人が日曜日・祝日の毎週利用を希望しています。
- 「日曜日・祝日」就労の保護者にとっては必要な休日保育ですが、子どもの視点に立った場合、親子で過ごす時間を確保する必要があります。

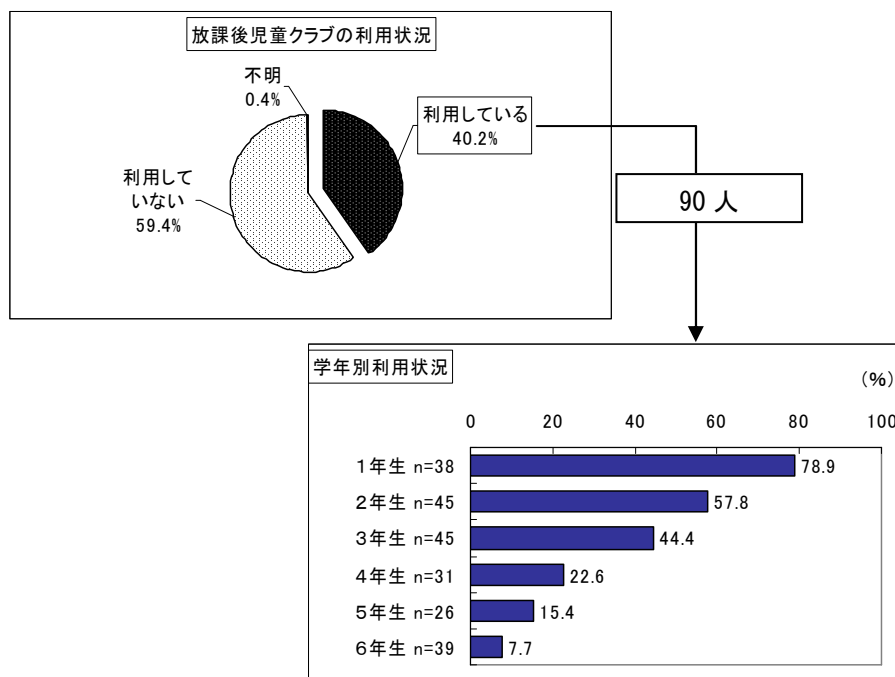


9) 病後児、緊急時やリフレッシュ時などの保育について

- 病後児保育については、ほとんどが父親か母親、親戚などで対応しており、できれば施設に預けたいとする人の平均日数は 4.6 日(年間)でした。
- 私用やリフレッシュのために一時預かりを利用したい人は 71 人(就学前児童のいる家庭の 47%)で希望平均日数は 2.7 日/月でした。
- 子どもを泊まりがけで預けなければならない場合、「親族・知人」に預ける場合がほとんどですが、その中で 3 人だけですが、預けることが「非常に困難である」と回答しています。
- 人数は少数であれ緊急時に預けることが困難な子育て中の保護者にとって、保護者や家族では対応できないときの支援策が何らかの方法で保障されていることが、安心につながります。

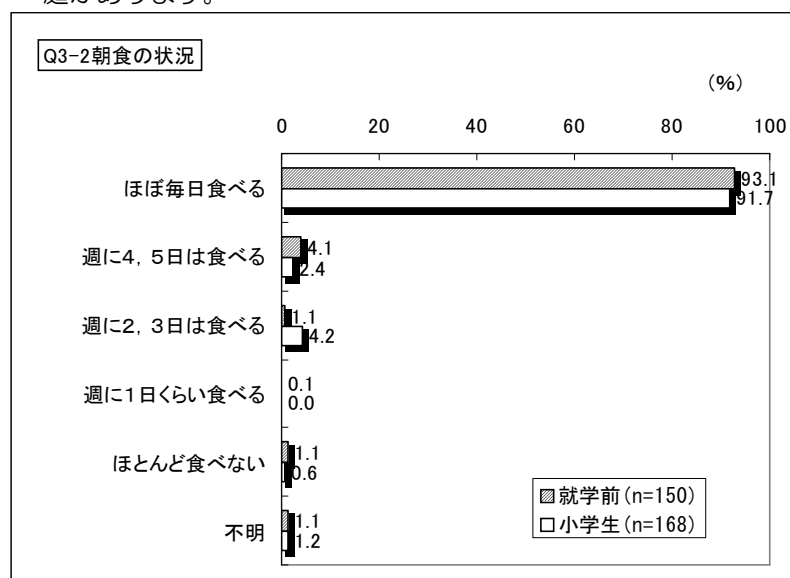
10) 放課後児童クラブの利用意向について

- 放課後児童クラブを平日利用している児童は、1年生では79%、2年生は58%、全体で40%の利用です。
- 現在利用はしていないが、今後「放課後児童クラブを利用したい人」は133人中34人です。



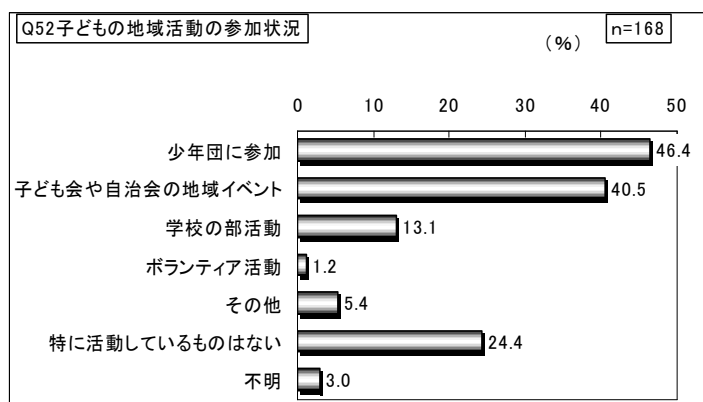
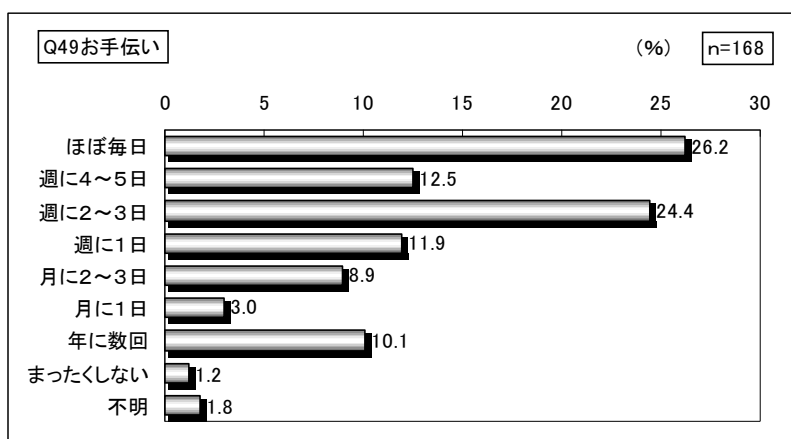
11) 子どもの食生活について

- 90%が「ほぼ毎日」朝食をとっています。
- 【小学生がいる家庭】の4%が、「週に2, 3日」しか朝食を食べない家庭があります。



12) 子ども（小学生児童）の日常生活について

- 小学生の携帯電話の所持については、その使い方などについて論議されているところですが、所持しているのは全学年で7人、小学生児童の4%でした。
- 26%の家庭では、子どもは家の手伝いを毎日しています。しかし、「年に数回」、「全くしない」など、子どもがほとんど家の手伝いをしない家庭も10%以上あります。
- 子どもとの会話がほとんどない家庭が1家庭だけありました。よく話題になるのは「友だちのこと」「学校や塾、習い事の出来事」や「勉強のこと」です。
- 半数以上が児童館を利用しています。
- 75%が「子ども会や地域イベント」や「少年団」に参加していますが、24%が「特に参加しているものはない」と回答しています。
- 子どもたちが社会性のある人間として自立するためには、家の手伝いや多くの人とのふれあい体験を豊かにすることが重要であり、積極的に家の手伝いをしたり、地域の行事などへ参加したりする児童が増えることが期待されます。
- 携帯電話の所持率は今後増加することが考えられます。親子が、所持する必要性や利用の仕方についてよく話し合い、顔をあわせてのコミュニケーションの大切さなどを考えていく必要があります。



2 国の少子化対策の経緯

平成	国の政策動向	摘 要
2年	(1.57 ショック)	平成元年の合計特殊出生率(1.57)が昭和 41 年丙午の 1.58 を下回り、少子化問題が注目され始める。
6年	エンゼルプラン (7～16 年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業 (7～11 年度)	保育サービスに数値目標を設定。5 年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数 8 倍などの成果。
7年	育児休業給付の開始	賃金の 25%支給。
9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画(平成 9～13 年度)を策定。
10年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
11年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など 6 項目を決定。
	新エンゼルプラン (12～16 年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計 20 項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数 8 倍、ファミリー・サポート・センター設置数 5 倍などの成果。
12年	健やか親子 21 (13～22 年度)	局長委嘱による「健やか親子 21 検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など 60 項目強の数値目標。計画期間の 26 年度までの延長が決定。
13年	待機児童ゼロ作戦 (14～16 年度)	保育所受入児童数を平成 14～16 年度の 3 年間で 15 万人増が目標。15 万人増は達成。待機児童数は 16 年度から減少に転じた。
14年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。
15年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性 8 割、男性 1 割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化社会対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する 10 年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上の事業主に行動計画策定を義務化。
16年	少子化社会対策大綱	少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むために、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示。
17年	子ども・子育て応援プラン (17～21 年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、①3歳未満児の児童手当引き上げ、②こにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。

平成	国の政策動向	摘 要
19 年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成 21 年4月現在で全国 358 カ所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定。
20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に(現行 20%)、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に(現行 19%)という2つの目標をめざし施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計。
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。使途を明確にして消費税増税で賄う。
	新しい「青少年育成施策大綱」	青少年の健やかな成長を保障する社会を実現するため、4 つの課題に重点的に取り組む。①健やかな成長の基礎形成のための取組、②豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身に付けていくための取組、③困難を抱える青少年の成長を支援するための取組、④青少年の日々の生活を支える環境整備のための取組
21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育園が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組み整備。社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備。
22 年	子ども・子育てビジョン(22～26 年度)	今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンとして策定(平成 22 年 1 月 29 日閣議決定)。 これまでの少子化対策では、真に子ども・若者のニーズや不安、将来の希望に応える政策を生み出すことができなかったとの反省に立ち、従来からの施策とともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策など新たな展開を図る。 子ども手当等の支援と教育・保育サービスを車の両輪として組み合わせ、子ども・若者子育てを応援する社会をみんなで作り上げることをめざす。

3 標津町次世代育成支援行動計画策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき、標津町の次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な地域行動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、総合的見地から計画づくりを行うため、標津町次世代育成支援行動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 この計画策定の推進に関し必要な事項について協議するため、検討委員会を組織する。

2 委員会は別表1に掲げる委員をもって構成する。

3 委員は次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

（1）子育てサークル関係者

（2）子育てボランティア関係者

（3）福祉施設関係者

（4）教育関係者

（5）保健医療関係者

（6）その他町長が必要と認めた者

4 委員会は事務局を担当する保健福祉センターが召集する。

（所掌事務）

第3条 委員会の所掌事務は行動計画を策定することとする。

（策定手順）

第4条 計画の策定手順は次のとおりとする。

（1）現状の把握

（4）具体的施策の検討

（2）課題抽出

（5）計画書の編集

（3）施策の体系化

（解散）

第5条 委員会は第3条の行動計画策定をもって解散する。

(事務局)

第6条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は行動計画策定のため連絡調整にあたるものとする。

3 事務局に事務局長を置き、保健福祉センター次長をもってこれにあて、その他の事務職員は保健福祉センター子育て支援担当の職員をもってこれにあてる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月8日から施行する。

4 標津町次世代育成支援推進行動計画策定委員名簿

区 分	団体名	職 名	氏 名
子 育 て サ ー ク ル	子育てサークル ラッコクラブ	代表	松澤 直子
	川北親子広場 ポップコーン	会員	村山 久恵
子育てボランティア	読み聞かせボランティア	会員	高橋 靖子
	ふるさと体験塾	塾長	武山 栄道
福 祉 施 設	母子通園センター	係長	日吉 道子
教 育 関 係	標津小学校	教諭	服部 健治
	標津幼稚園	係長	佐々木 祐子
	双葉保育園	係長	宇野 美奈子
	川北つくし保育園	係長	益子 幸枝
保 健 医 療 関 係	保健福祉センター	主任保健師	朝倉 幸子
人口増加対策関係	町企画政策課地域活力推進室	室長	畑中 浩

事務局

団体名	職 名	氏 名
保健福祉センター	次長	鈴木 邦夫
	係長	岡本 淳子
	管理栄養士	野口 奏子

標津町次世代育成支援行動計画
【後期計画】

平成 22 年 3 月

発 行 北海道標津町

編 集 標津町保健福祉センター

〒086-1631

北海道標津郡標津町北1条西5丁目6番1-2号

TEL (0153) 82-1515

FAX (0153) 82-1530